

吉宗と經驗が似て居る。幕府の執政となつたのは三十歳の時、天明七年六月で、田沼が斥けられてから十ヶ月許後である。之は田沼時代の悪政を改革せしむる爲に御三家の推選によつて出でたのである。定信は嘗て田沼の政治を非常に憤慨し、田沼を刺し殺さんとまで決心したといふことである。それより寛政五年致仕するまで七年間、時代を全く一變した。其の至誠正義の人格であつたことは、江戸時代史論中、岡部學士が定信のことを講演されたる一節に、定信が就職の初めに本所の吉祥院の歡喜天に、「金穀よく融通し上の御威信が下へ行き渡る様に越中守は勿論妻子の一命をも懸けて願ひ奉る。若し本年も願の通りならぬならば、今の内に定信の命を斷つて下され」との意をこめた願文を奉られたといふことがある。即ち一身を犠牲に供して天下萬衆を救ふといふ精神である。予は此の講演録をよんで熱涙を覺えた。一國の政をなすもの此の覺悟がなくてはならぬ。歴代の至尊は何れも此の心を以て君

臨し給ふものであるが、古來幾多の執政者中此れ丈の犠牲的精神を以つて居つた人が幾人あらうか、定信が僅々數年によく天下を改造し得たるもの、全く此の精神の貫徹であると思ふ。これは誠によき教材であるから、其の精神を兒童に説いて定信の人格を明にしたいと思ふ。

松平定信願文(子爵松平定晴所藏)

天明八年正月二日、松平越中守義奉、懸一命、心願仕候、當年米穀融通宜く、格別之高直無<sub>レ</sub>之下々、雖儀不仕安堵靜謐仕、并に金穀御融通宜、御威信御仁惠下々に行届き候様に越中守一命は勿論之事、妻子之一命にも奉<sub>レ</sub>懸候而、必死に奉<sub>二</sub>心願<sub>一</sub>候事、右條々不<sub>二</sub>相調<sub>一</sub>下々困窮、御威信御仁德不<sub>二</sub>行届<sub>一</sub>人々解體仕候義に御座候は、只今之内に私死去仕候様に奉願候(生きながらへ候ても、中興の功出來不<sub>レ</sub>仕汚名相流し候よりは、只今之英功を養家の幸并に、一時の忠に仕候へば死去仕候方反て忠孝に相叶ひ候義と奉<sub>レ</sub>存候)右之仕合に付以御<sub>二</sub>憐愍<sub>一</sub>金穀融通、下々不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>困窮<sub>一</sub>御威信御仁惠行届、中興全く成就之義偏に奉<sub>二</sub>心願<sub>一</sub>候。敬白

又、三上博士が史學雜誌第十七篇第十一號に「模範政治家としての松平定信」といふ題で講演せられた記事が載つてゐる。其中に次のやうなことがある。

時代の救済  
に必要なる  
性格

樂翁公は毎日袴を著けて、東照公を祈念せられる。其の念せられる趣意はどうかと云ふに「私の在職中、私のする事に就いて若しも過失があつたならば、私を罪して下さい。私が罪せられ、私の妻子どもの罪せらるゝ事は、毫も厭ひませぬ。然し、私の失策の爲めに、災を天下に降されます事は、どうか御容赦を願ひたい。此の願ひをば何卒御受納を戴きたい。私一人は私のした、悪い事に就いては結局死ぬ分の事で、死を以て私の責任の終局と覺悟して居ります。」と東照公に對して毎日の祈願である。云々即ち死を覺悟して、よいと信じたる事を斷行せられたものである。此等の精神を背景として、定信の改革の事實を話したならば、よく其の意が徹底するであらうと思ふ。三上博士、講演の一節に樂翁公が時勢救済に誂へ向きの人であつたとして、次の條件を擧げられてゐる。

第一 身分のよいこと。

第二 學問其の他の事に就いて修養が深く、人格が高尙に出來上つて居つた事。

第三 政治の大改革をするに必要なる一條件として、朋友や後楯となるものが澤山あつたこと。

第四 前に白河の城主として、非常に困難なる狀況に遭遇して來た所の實驗がある事。

誠に、尤な觀察であると思ふ。

而して、定信の政治方針は、全く祖父吉宗の政治に準據しようとしたものである。されば其改革の事實も享保の時と殆んど軌を一にして居る。其節儉の令は農民商家の婦女子の衣服に刺繡のものを用ふるを禁じ、高價の菓子や菓子、雛人形の高さ八寸を超ゆるを禁じ、櫛笄煙草入、煙管に金銀を用ふるを禁じた。又風俗の矯正としては、男女の混浴を禁じ、孝子節婦義僕の善行

取扱上の注  
意

表彰、淫逸なる官吏の淘汰、人足寄場の設置、等のことがあり、又備荒貯蓄の方法を講じるなど色々あるが、之れを一々具體化して話しても、蕩々たる物質的文明の高潮を目撃して居る、今日の兒童に對しては、却て意外の感に打たれるのである。今日、三越や白木屋に金銀綾羅の陳列を見て居ては、其の節儉令の如きは餘りに消極的に感ずるであらう。若し又、定信の方針を具體的事實について一々是認すれば、今日の世の中は元祿、田沼、時代にもまして奢侈なる時勢と思ふであらう。女髮結を禁じたるなども、分業の今日より見れば餘りに狭量であるとも思はれる。併し乍ら、これは時勢の變遷推移であつて、今日の如く、世界的に交際して居る時代は物質的文明の高潮を來し、生活程度も高くなつてくるは自然の大勢である。定信の政治方針は當時に在りては最も機宜に適したる方針であること言を俟たないが、之を推して現代を罪惡の時代といふことは出來ぬ。されば大勢といふことの理解のない

兒童に對しては、前述の定信の至誠の精神を話し、其の改革の事實としては、孝子義僕の表彰とか、備荒貯蓄の方法とか、或は又自ら率先して節儉したといふが如き程度に止めて、節儉令の具體的事實には餘り深く立ち入らぬがよいと思ふ。若し話すならば現今の時勢との相違に就て話を進めねばならない。

四 定信の致仕の原因については、兒童より質問のない限りは話さずしてよいことであるが、之には色々な説がある。或は尊號事件の解決叡旨に違ひたるを以て、引責辭職したのであるといひ、又定信の儉約主義は大奥の虚飾主義と相容れず、定信の不在に乗じて、大奥の女中より將軍に讒せしなりともいはれてゐる。しかし三上博士の説をよむと、定信は就職の初めより、退職の期を約し、且つ其の後屢々辭職を乞ひたりし由記したるものが樂翁公と三家との往復の書面などにあるとの事である。又將軍が定信退職後、非常に優待して居るのを見ても決して衝突から來たのではないといつてゐられる。参考

の爲に記しておく。

大御所時代

五 定信致仕後は所謂大御所時代で、幕府の極盛期である。文化史上より眺めると、江戸を中心として燦然たる文化が起つた時代であるが、政治上より見れば、幕府衰頹の兆があらはれた時である。一面に此邊に警備を要することあらはれ、寛政の三奇士などもあらはれた時代であるが、(年表参考)多くの士民は全く大平の歡樂に酔ひ、世は楽しきものと遊び暮したのである。岡部學士が「元祿時代を平安時代の延喜天曆とすれば、大御所時代は一條三條後一條の道長極盛期にあたる道長が望月のかけたることもなしと詠ぜし時、即ち關東地方に武士の新空氣が起りし如く、大御所が、千代田城の大奥に長夜の眠をむさぼつた時に北門の警備、尊王論の先鋒が起つたのとよく似てゐる。」と話されてゐるのは、誠に面白い比較である。家齊は子女五十五人あつて、側室は四十餘人に及んだといふことであるから、此の一例以て大奥の様子は察せられ

る。其の驕奢については庭園中に有平糖にて橋を作つたといふことがあるさうだ。こんな風であつたから、定信の緊縮したる政治は忽ち大反動となつて亂れてしまつたのである。

教科書に「政治は形式に流れて活氣に乏しく」とある。之は誠に六ヶ敷句であつて、兒童には了解し難い材料である。當時繁文縟禮になりて、萬事虚飾を重んずる風で唯昔のしきたりとして其のまゝ其れと踏襲するのみで何等改良發展の計劃がなかつたのをいふのであらう。

六 忠邦は此の弊風を改善し、古くは享保の治に倣ひ、新しくは寛政の治に復せんと企劃したものである。併し乍ら、之を定信に比するに、忠邦は濱松の一諸侯に過ぎず、定信の三卿の家に生れ、將軍の孫たるとは其の地位に於て非常の差あり、徳望又定信と匹敵すべくもあらず、後援者又、前代の如く多すから、而して、急遽功を收めんとせしは遂に其の失敗を招いたものであらう。

定信と忠邦との比較

一日將軍(家慶)平生の膳部には煮肴を備ふるには必ず嫩薑芽を添ふるを以て例となしたりしが、一日將軍膳につき、灸魚を御し、俄に嫩薑を思ひ出され、給仕に向ひ、取り落せるやと尋ねられしに、其者答へて「何月日の發令に自今嫩薑禁止の目ありしに因り、農家にて其の令を守り、作り、出さざるなり」と答へければ、將軍頭を傾け、不審して「蔬菜果瓜の類、其の時に及ばざるものを、強ひて作り出さば、一は以て奢侈の漸を開き、一は以て有生に益なれば、之を禁ずることなかるべし」との越前の建議により其の道理に當れるを以て之を許可せしと雖嫩薑の如き膳味を助くるものまで禁絶せしと思はざりしなり」と申されたること人々相聞き、今回の大改革は悉く將軍の意中より出でたるに非ず、中間にて越前取り計ひたることもありとの事より離間を企てしもの出で来る云々(徳川時代通史參照)

七 我が國は萬世一系の天皇が親裁し給ふが本體である。而して叙位任官等の文權は終始朝廷を離れざりしとはいへ、武權即ち實力は頼朝以來、朝廷を去つて、武士の手に歸して居た。元來征夷大將軍といひ、幕府と稱するものは一時的戰亂時に際して特設せらるべきもので、之を今日に宛てはめて云ふならば新領土の臺灣や朝鮮に兵力を有する陸海軍の大將を總督として治めしむ

ると同一であつて平和克復の時には其の兵馬の權を朝廷に奉還し奉るが我が國の本體である。然るに因習の久しき遂に數百年を馴馳し、此に將軍あるを知りて天子あるを知らざる變體を現出したのである。當時幕府は陽に朝廷を尊崇することを計れども陰には之を檢束し奉りて、以て自衛の計をなして居たのである。朝廷御料の如きは、主上、仙洞、公卿悉くの封を集めて十萬石の大名にも及ばざる程であつた。

八 然るに此に學問の勃興は、學者に其の眞理を教へ、我が國の本體を知らしめるとなつた。江戸城の壯大と京都御所の縮少とを比較し、日光廟の華麗と皇祖皇宗の御陵の荒廢とを比べ、徳川氏の奢靡と、皇室の質素とを較べ相見たるもの、いかでか其の不條理を感ぜざるものがあらうぞ、自然は不可思議である。徳川氏が國家統治の大法として奨勵したる學問は却つて尊王論を生み出し、其の結果は幕府の衰亡とならんとは。

九 教科書の本文では勤王家と國學者とがまとめて記載されてあるが、時代は非常に先後して居るから左に年表を掲げる。

紀元	將軍	年號	事件
二三一七	家綱	明曆三年	徳川光圀大日本史編纂に着手す。
二三六一	綱吉	元祿十四年	僧契沖歿(年六十二)
二三九六	吉宗	元文元年	荷田春滿歿(年六十九)
二四二七	家治	明和四年	山縣大貳刑さる(年四十三) 竹内式部流さる(年五十六)
二四二九	家治	明和六年	賀茂眞淵歿す(年七十三)
二四五三	家齊	寛政五年	高山彦九郎自殺(年四十七)

一〇 竹内式部、山縣大貳の略傳は教師用書を参考して話せばよい。國學者としては契仲と眞淵は人名を擧ぐるに止め、代表的に宣長の古事記傳の話としきしまの詠を話す位でよからう。三奇士の傳記に至りては所謂奇士であるから、事頗る奇矯である。併し乍ら、奇士とは當時の勤王心のなきものより眺めての奇士である。教師は三奇士の熱烈なる至情を説くにあたり、事實の奇を弄ぶが如き態度になつてはならぬ。(何れも明治になつて贈位せられたことを説くがよい。)

教案中心歴史教授の實際案

- 一一 二四〇五年 延享二年十一月 家重將軍宣下。
- 二四一一年 寶曆元年閏六月 吉宗薨す。
- 二四一八年 同 八年七月 竹内式部追放に處せらる。
- 二四二〇年 同 十年五月 家重將軍職を家治に讓る。
- 同 同 年九月 家治將軍宣下。
- 二四二一年 同 十一年六月 家重薨す。
- 二四二七年 明和 四年七月 田沼意次側用人となる。
- 同 同年 八月 山縣大貳の獄。
- 二四二九年 同 六年八月 田沼意次老中格となる。
- 二四四三年 天明 三年七月 信州淺間山噴火。
- 同 同 年十一月 田沼意次若年寄となる。
- 二四四四年 同 四年三月 佐野政言、田沼意次を刺す。
- 二四四六年 同 年六月 關東大水。
- 同 同 年八月 田沼意次貶せらる。

- 二四四六年 天明 四年九月 家治薨す。
- 二四四七年 同 七年四月 家齊將軍宣下。
- 同 同 年六月 松平定信老中となる。
- 同 同 年八月 三年間の儉約を令す。
- 二四四八年 同 八年三月 松平定信に命じ皇宮造營を行はしむ。  
(正月皇居炎上)
- 二四五〇年 寛政 二年五月 異學禁を令す。
- 二四五一年 同 三年九月 外國船取計方を定む。
- 二四五二年 同 四年五月 林子平を豊居せしめ版木を焼く。
- 二四五三年 同 五年二月 尊號事件に關し中山愛親等下向定信伊豆、相摸房總を巡視す。
- 同 同 年七月 松平定信補佐の職をとく。(此年高山正之歿す)
- 二四七〇年 文化 七年 水戸治紀大日本史を獻す。
- 二四七二年 文化 九年四月 松平定信隱居樂翁と號す。
- 二四九二年 文政 五年八月 蒲生君平山陵志を撰す。
- 二四八五年 文政 八年二月 外國船擊攘の令を出す。
- 二四八七年 同 十年三月 將軍太政大臣に任す。

教案中心歴史教授の實際案

二四九四年	天保	五年三月	水野忠邦老中となる。
二四九七年	同	八年二月	大鹽平八郎亂を大阪に起す。
同	同	年四月	將軍職を子家慶に譲る。
同	同	年九月	家慶將軍宣下。
二四九八年	同	年閏四月	節儉を令す。
二四九九年	同	十年十二月	渡邊華山高野長英を處刑す。
二五〇一年	同	十二年閏正月	家齊薨す。
二五〇二年	同	十三年七月	外國船に對し寛和令を發す。
二五〇三年	同	十四年閏九月	水野忠邦罷む。
二五〇四年	弘化	元年六月	水野忠邦再び老中となる。
二五〇五年	弘化	二年二月	水野忠邦罷む。
二五〇六年	弘化	三年二月	孝明天皇踐祚。

第十一 外艦の渡來と攘夷論

要旨

本課に於ては將軍家光の鎖國以來、國民海外の事情に疎くなりしが、其の間

に世界の形勢は大いに變遷し、西洋人多く來航して通商を求むるに至りたることを説き、幕府は外交問題によりて違勅の罪を得、將軍の繼嗣問題によつて衆怨を招き、尊王攘夷の論益々盛となり、幕府が長州征伐に失敗するに及び、威信地に墜ちて遂に衰亡するに至りたる事情を理解せしむるを要す。(教師用)

教授要項

- 一 幕末に於ける内外事情の差違。
- 鎖國の天地、英魯の東洋發展、西洋物質的文明の發達。
- 二 攘夷論の起る所以。
- 魯、英船我が邊海に來る、攘夷論、外國船擊攘令。
- 三 ヘルリの來航。
- ヘルリの來航、幕府の狼狽、和親條約の締結。
- 四 通商條約の締結。
- ハルリスの來國、幕府の苦衷、通商條約の締結、違勅問題。
- 五 櫻田門外の變。



將軍系嗣問題、安政の大獄、櫻田門外の變。

六 下關の外艦砲撃と長州征伐。

幕府攘夷を命ず、長州藩の外艦砲撃、朝議一變、長州征伐。

### 教材と其の取扱

一 鎖國政策は幕府の目的ではない。切支丹宗の禁絶が、目的であつて、鎖國は此の目的を達せんが爲の手段であつた。然るに因習の久しき、鎖國其ものを幕府の目的、我が國家の目的であるがやうに考へることになつて來た。爲に一部の蘭學者を除きては、國人の海外に對する知識は實に憐むべきものであつて、林子平の先見の明も、國人をまどはす者とのもとに罪せらるゝことになつた。

然るに西洋に於ては魯國の東方發展は十七世紀以來、其歩を進めて、元祿の頃にはカムチャツカ半島に手を延し、十一代家齊の頃には屢々我が北邊を伺がふこととなり、英國の印度經營も益々成功して、南方より我が國

内外事情の  
差違

をうかゞはんとするに至つた。加ふるに汽船の發明（兒童ハ讀本ニテ既習事項）もあつて、天涯萬里も亦此隣の如き時勢となつて來たのである。

二 寛永以後、外船の我が國に來りて通商を請ひしは寛政四年、魯船が伊勢國の漂民磯吉幸太夫の二人を送りて、北海道の根室に至りしが初めてである。幕吏は我が方針をはなして、長崎に回航する由を告げしが其の後屢々此邊に來たのである。（教師用書參考）

外船來る

英船が長崎にて亂暴したるは、開國大勢史に文化五年に英艦の突然來りて我が長崎に寇したることは舊來の歴史家は皆之を以て英吉利の我れに寇するものと爲すも、實は之れ歐洲に於けるナポレオン戦争の餘波であつて、當時和蘭はルイナポレオンを奉じ、佛蘭西の與國たりしを以て、英吉利は出島に於ける和蘭の商船を捕獲せんとしたのである。敢て日本に寇したるのではない。軍艦はフエートンといひ、艦長はペリユール大佐である。と参考迄に掲げる。

外國船擊攘令

三 外國船擊攘の令に關しては、寛政令、文化令、文政令、天保令の四つがある。内容は教師用書にあるから、茲には略するが、教科書の本文に擧げられてゐるは文政令である。此の次に天保の寛和令のあるとは話しておかないと、ペルリ來航に際し、何故直ちに討たざりしかとの質問が起るであらう。

航  
ペルリの來

四

本項につきて教師の史實竝に取扱上注意すべきとは左の諸點である。

(一)ペルリは西曆一千八百五十二年(我が二千五百十二年、即ち嘉永五年)十一月二十四日、ファイルモア大統領の命により、汽船ミシシッピ號に乗りノルフオークを出帆して、喜望岬に向ひ、亞非利加洲をまはつて、セイロン、香港等を経、上海に來り、旗艦をサスケハンナに移し、軍艦ミシシッピと武装汽船二艘を率ゐ、二人の通譯を従へて、琉球を経て、嘉永六年七月八日(我が六月三日)浦賀に到着したのである。而して、去つ

たのは六月十二日である。

(二)米艦が東京灣に來りしはこの時が初めてではない。前に天保八年に米艦モリソン號が我が漂流民七名を送つて來たことがあり、弘化二年には米の捕鯨船が我が北海に於て漂流民十數人を救ひて浦賀に來りしことがある。又弘化三年には水師提督ピットルが軍艦二艘を率ゐて來りしことがある。何れも拒絶され、或は砲撃されて、其の目的を達しなかつたのである。されば今回は強硬なる態度により、是非目的を達しようとして來たものである。

(三)第二回に來りしは安政元年正月十一日のことである。この第一回より、第二回迄の間にはアメリカに歸つたのではない。一旦浦賀を去つて、琉球に至り、それより小笠原島を占領するなど、太平洋方面に遊戈してゐたのである。

(四)幕府がペルリの要求に對し、其の回答を明年に延期したるは、成算あつての事ではない。全く一時の彌縫策である。其の之に對して判斷力なきは外國の事情に疎く、國防を忽にせし爲、討たんとして討つ能はず、許さんとして許す能はざる窮境に陥入りし爲である。

(五)ペルリの持來りし國書には、大要、次の如きことが記してあつた。「我が國のカリホルニヤを發すれば十八日にして貴國に達す。我が國も貴國も共に物産が豊富であるから、互に交易して其の利益を交換したく思ふ。貴國は從來、鎖國政策をとつて支那、和蘭の外とは交際しないやうであるが、それは時勢に後れたやりかたである。併し乍ら貴國が若し舊來の定律を全く廢棄するを欲せないならば、五年或は十年を限つて交易して見よう。そうして愈々貴國に利益がないならば、舊來の通りにしてよろしい。

更に一つ御願ひしたいは、我が國の船が支那に航海したり、又鯨獵の爲、日本海岸に近づくことが尠くない。此時若し颶風に遇ふことがあつたら、貴國に於て其の難民を救ひ取つて貰ひたい。尙又貴國は石炭や食料が多いことはかねて聞いてゐる。我が國の船の爲に、石炭、食料、水を與へられんことを望む。それが爲に貴國の南地に於て、一地を擇び、以て我が船の入港を許されよ。」と(和親)

(六)米艦入港に及び、幕府は舊來の專斷を爲さずして、十年來閑居を命じたる水戸中納言齊昭を起して政務に與らしめ、亦大小諸侯に諮問して意見を聞き、特に上奏して叡慮を伺ひ奉りしことは、之れ幕府が政策を誤りたる根元であつて、京都の干涉を招き、諸侯をして啄を施政に容れしめる端を開いたもので、幕府瓦解の第一歩である。其の朝廷へ奏上して叡慮を伺ひ奉りたることは、國家の大事であるから、苟くも幕府の一存に

よりかねしといへば、名分は頗る立派であるが、其領國を斷行する時に當つても、何等此の手續を取つて居ない。要するに幕府に自信力がないからである。其の諸侯に諮問するに至つては益々幕威の失墜、不見識を暴露してゐる。三百諸侯は大體に於て、幕吏よりも更に甚しく外國の事情に通ぜざるものである。分らぬ者が、尙分らぬものに相談するといふ滑稽である。されば諸侯よりの答申は多くは「祖法は枉ぐべからず」と云ふのである。唯々宇田川玄隨を出したる美作津山藩、前野良澤を出したる豊前中津藩、杉田玄伯を出したる若狭小濱藩、其の他二三藩と、幕吏の稍海外の事情に明かなる者の外は何れも交易不可論である。これを見ても蘭學者を出したる藩は多少西洋の事情に明かであつたことが分る。甚しきに至つては、

乍恐上には征夷大將軍の御職任被爲在候儀に候へば、征夷の二字實に

萬世不易の御眼目歟と奉存候。

和親通商の儀は被對御職掌決して有之間敷哉と奉存候。

の如き奇矯の文字もあつたのである。

(七) 盗人を見て繩をなふといふ事があるが、幕府の周章は實に此の諺の如くであつた。七月には江川太郎左衛門をして品川に臺場を築造せしめ、九月には軍艦兵器を和蘭より購ひ、又同月、大船を作る禁を解き、幕府の士を長崎に遣はし、造船、運輸、發砲の術を習はしむといふ騒であつた。此の間に將軍薨去の事があつて、閣老阿部伊勢守の苦心は察するに餘りがある。

安政といへど世の中騒がしや、こんなことなら嘉永でもよい(當時の俗諺)

(八) 安政元年正月十一日、ペルリ再び浦賀に來る。今回は尙大に勢威を張りて、軍艦は七艘となり後に九艘となる、幕府は豫て期したる所ではあつ

たが、斯くまで速かならんとは思はざる所であつた。二十八日には神奈川灣に入り、將さに江戸内海に入らうとした。そこで二月十日横濱に於て、條約の談判を開き、遂に和親條約を結び三月十日に之に調印したのである。而して内に向つては、其の反對を恐れて、『唯軍備の整ふまで許すのであつて、苟くも軍備成らば何時にても廢棄することを得るものである』と宣言してゐたのである。之が緒となつて遂に英、魯、蘭の三國にも同様の和親條約を結ぶことになつた。

## 鎖國破る

## 五

此に於て、三代將軍家光が決行したる鎖國の政策は破れた。是世界の大勢であつて、我が國のみの孤立を許さない時機であるから、此の處置は適當といはなければならない。併し乍ら、當時の幕府は世界の形勢に鑑みて此の方針に出たのではない。當時士風懦弱、國防不備、到底、彼と戦ふも勝利なきを思ひて、一時的彌縫策として、此の方針を採つたのである。故

ハルリスの  
渡來

## 六

に若し外國船渡來の初めより、諸侯にも謀らずして、斷然、世界の大勢に鑑みて此の事を決行したならば、其の政策は實に立派なものであつたが、惜しい哉、上下に問ひて、上下共に開國を非としたる後、其の意に背きて之を決行したることは、容喙の端、既に作られたれば後になつて反對の聲起るとも如何とも爲し難き破目に陥るのである。

我國は合衆國の爲に、下田、函館、長崎の三港を開きたれば、ハルリスは此の開港場の總領事として、安政三年七月、我が國に渡來した。而して、一步進みて、通商の事を請はん役目を帯び、親しく將軍に謁せんことを請うた。是れを今日より見れば、彼國の使臣が其國の元首に謁見することは何等不思議はない。併し外交思想の幼稚の時代に於ては、頗る意外なることに感ぜられた。昔、將軍が和蘭の使節を見たことはある。併しそれは宛も人が鳥獸の見せ物を見るが如き態度で見たものであるから、上下の驚は

一通でなかつた。色々議論の未、漸く翌安政四年十月二十一日に至つて登城謁見を終ることになつた。二十六日には老中堀田正睦の邸に於て會見し、ことにハルリスは大に世界の大勢を説きて通商の利を説いたのである。而して、此の際ハルリスに大に論辯の利を與へたるものは、英佛同盟軍の支那攻撃である。彼は曰ふ「今英佛二國戰勝の餘威に乗じて我が國に來らば其の求むる所必らず大なるべし。然れども其の前に我米國と通商條約を締結せば彼れは其の上に加ふること能はず、我れ亦其の間に立ちて調停せん」との意である。當時幕閣の人々はハルリスの説に大に開發され、委員を設けて、草案十四條を議定し、一旦、其の條約文を京都に送りて裁決の後、安政五年三月五日を以て調印せんとしたのである。ハルリスの外交的手腕を兒童に想察せしむるがよい。

上奏不許可

## 七

幕吏は草案を持して京都に上つた。裁可あらせらるゝとは必然的の事

あると考へて居た。然るに一方攘夷主張者側に於ては、彼れが最初、和親條約を乞ひ、次で登營謁見を願ひ、更に通商交易を望む態度を見て、益々貪ぼりて壓くこと知らざる夷狄の所爲なりと考へ、今にして攘夷を決行せずんば神州は夷狄の蹂躪する所とならんと考へた。されば水戸藩の如きは、京師の公卿と連絡を通じて、建議、上奏等のことがあつたから、京都は殆んど攘夷論となつてしまつた。されば孝明天皇には「三家諸大名と協議の上、國論を定めて上奏すべし。」と、御沙汰があつたのである。既に三月五日の期も過ぎ、ハルリスより調印を迫ると雖、老中堀田備中守未だ歸らず、四月二十日になりて遂に歸府したるも、全く土産なしの歸府であつた。井伊直弼が立つたのは此の時であつて、大老職に任ぜられたのが四月二十三日のことであつた。

大老職は常に置かず、將軍幼冲、國家多事の場合に置く職である。徳川幕府の初めより終りま

て之に任ぜられたるもの左の如し。

- 酒井忠清(寛文六—延寶八) 家綱
- 堀田正俊(天和元—貞享元) 綱吉
- 井伊直該(元祿十—元祿十三) 綱吉
- 同 (正徳元—正徳四) 家宣
- 井伊直幸(天明四—天明七) 家治
- 井伊直亮(天保六—天保十二) 家慶
- 井伊直弼(安政五—萬延元) 家茂
- 酒井忠績(慶應元—慶應元) 家茂

(國史大辭典)

延期に延期を重ねたる調印はハルリスの請求益々急となり、六月には米艦二隻下田に來り、又魯艦一隻下田に來り、英佛の軍艦も不日入港するの風ありて、人心恟々ハルリスは時機を利用して、迫ると益々急である。直弼は斷然意を決して六月十九日、神奈川にてハルリスと調印した。遠勅の間

八

題は之より起る。

直弼は六月二十一日に時勢已むを得ざるにつき調印致したる旨を朝廷に奏上し、三家諸大名へは翌二十二日に時勢切迫して京都の命を待ち難く、若し躊躇せば、清國の覆轍を踏むと、必然なれば、已むを得ず、直ちに調印したと告げた。此の告示は、前に大老就職の初、諸侯の意見を徴し、其の答をも待たざる中に決行したることであるから、諸侯の不滿を招きたるは勿論の事である。

常時、將軍繼嗣問題も、以前より兩派あつたが、此の時、紀伊の慶福に内定した時であつたから、水戸父子、尾張、越前の諸侯は、六月二十四日に發城して直弼と大激論をしたと傳へられてゐる。

京都では、孝明天皇逆鱗あらせられ、六月二十九日、勅書を關東へ下され、三家大老の中にて、早々上京せしむべき命が下つたが、直弼は、尾、水、

越等を上京せしめば、折角定りたる儲君も再び變更のことになるやも知れず、又自ら上京すれば、不在中に如何なる政變を生ずるやも計られずして、三家には幽閉を命じ、三家は幽閉中、自らは多事の故を以て、上京に應ぜず、間部詮勝を上京せしむることゝした。之れ直弼にとつては、已むを得ざる所置であるが、益々皇命に背く罪を大にしたものである。

繼嗣問題

九

教科書には、事件の統一上、條約締結の事を前に書き、繼嗣に關することは後に記してある。併し乍ら、この繼嗣問題の起つたのは、條約締結より以前のことで、安政五年の四月頃から起つてゐる。家定の意は慶福にある。一般の輿論は慶喜にある。慶福は年十三、慶喜は二十二、朝廷にても年長にして賢明なるものを立つべきを諭し給うた。併し直弼は將軍家定の意を承けて立つた人である。されば、其の命を承けて慶福を世嗣として迎へたのである。世嗣決定の事は、一家の家長の意に由るは、普通の例であ

安政の大獄

るから、表面上、何等直弼に罪はない。併し、其の裏面には、或は直弼の政策を實行する上に、好都合の事情もあつたであらうと推察される。世人よりは、全く此の裏面の消息を楯として攻撃されたのである。

一〇 安政の大獄は、實に殘酷を極めたものである。勤王の武士、孰れも赤誠身を忘れ、家を忘れて、國事に奔走したるもの、直弼と其の意見を異にすることは、之を今日言論自由の世に出でしめば、日比谷原頭の舌戦となつたものである。直弼も國家を憶ふてする人ならば、此等の志士も亦國家を憶ふてするのである。素より、其政策の斷行に妨げあるは勿論なれど、其の赤心のある所を思は、或は閉門、或は謹慎等の手段を採るべきである。然るに、悉く之を殺戮するに於ては、殘忍狹量なりとの批評を辭すことが出来ない。併し乍ら、古今時勢を異にする。上の行ふ所は下苟くも非議すべからず。人權を重んずること今日の如くではない時勢であるから、餘程



割引して考へねばならぬが、それにしても餘りに酷である。

一一 井伊直弼につきては、議論頗る多い。之を辯護するものは、天下の大難を一人にて引受け、能く大勢を達観して、斷々乎たる所置を採りしは卓見ある政治家であつて、我國開國第一の功績者であるといひ、之を批難するものは、衆望に、戻り、故らに幼主を擁立して自ら威福を弄し、勅諭に背きて條約を締結す、其の他親藩を幽閉して自己の意見を行ふて憚らず、報國の忠臣を殺戮して顧みざる、眞に國家の奸臣なりと論ずる。余輩、淺學十分に史料を知らざれば、未だ、一刀兩斷の批判を下すことは不可能である。併し乍ら、教科書の記事、竝に教師用書の文章を基として、之に多少の参考書を調べて考へるならば、第一違勅の事は、我が國民として最も恐れ多く、直弼に罪なしといふことは出来ないが、從來の委任政治の形式の上から、一時の權道を採つたものであつて、事情已むを得ざる所ありと思

はれる。第二繼嗣問題につきては、裏面には色々の事情が伏在してゐるだらうが、表面としては、直弼は將軍の命をうけて、之を實行したのであるから、直弼に罪を負はせることは如何かと思ふ。第三、安政の大獄に至りては、何れも國家を思ふ至情の爲に奔走した志士等であるから、己の政策斷行上妨害になることはありとはいへ、寛典の道があつたであらうと思はれる。此の點については、直弼の行爲は、狭量殘忍の行爲であると思ふ。而して、此の政策は却つて、宗家と親藩との連絡を絶ち、幕府の滅亡を早からしめたものであると思はれる。併し乍ら、當時世界の趨勢は滔々として、我が國を壓迫し、到底積弊衰弱の幕府の存立を許さざることであるから、如何なる大豪傑なりと雖も、幕政を維持することは、困難であつたものと思ふ。

一二 櫻田の變につきては、天下の怨、一人の直弼に集まることであるから、

大勢の焦點は遂に此の舉を現出したものであらう。此の舉を義舉と稱し、此の浪士を義士と稱すれば、勢、直弼は奸賊となり、此の行爲は美事となる。而して櫻田の浪士に對しては、夫々贈位ありて、直弼には此の事が無い。此れ皇室の兩者に對する批判とも見ることが出来る。唯、教師は浪士等の國を想ふ精神を説くはよいが、此の舉を稱揚するが如きことは誠めねばならぬ。現代は言論の世である。堂々論議の道は開かれてある。

直弼没後の幕府

一三 直弼没後の幕府は、此の難局を處理すべき人物を缺き、世論の趨勢に敵しかねて、攘夷實行の期日を文久三年五月十日と定めた。此の間には公武合體の意見もあり、皇妹降下の事件もあることなれど、割愛して行かねばならぬ。幕府は朝廷に攘夷を約し、外人に通商を約し、全く板插みの形となつて苦しむに至る。宛も一婦人が兩夫に婚嫁を約し、双方の義理に迫られて、自ら困死するの状態なりと、三島中州氏の言の通りである。攘夷親

何れも愛國の士

征の約後朝議一變したること、長州征伐の事、教師用書に委しく出てゐるから、史實を擧げることとは略する。

一四 大隈侯著の開國大勢史の序に次の一節がある。

(前略) 幕府の中葉に及び、邊患始めて起り、外事漸く迫り、米使の浦賀に來りしより、頓に開鎖の論を生じ、一轉して尊王攘夷となり、再轉して勤王討幕となり、幕府亡び王權の古に復するや、攘夷は忽ち海外との通交となり、遂に今日の盛運を致せりと云ふが如きは、史題の輪廓のみ、史實の表面のみ、其の内容は決して此の如く單純なるものに非ず、新舊思想の衝突あり、名義と實際との同異あり、目的或は手段に化し、主義或は政略を混じ、朝幕の離合、薩長の恩讎、其事情の紛糾なる殆ど端倪すべからず。之に加ふるに、親疎の關係、利害の衝突を以てす。是故に開港家といひ、攘夷家といひ、皆確乎たる定見ありしに非ず。均しく五里霧中に在て、彼此の方向を異にせし者に過ぎず。豈妄に軒輊を加ふべけん。然り而して、人に自他の念あり、是故に、黨同伐異は勢の免れざる所、隨て曲直の別生じ、忠奸の名立ち、成敗已に定まるや、則ち又官賊の稱成る。然れども彼此地を易ふるときは皆同じきものにして、孰か烏の雌雄を識らんや。(後略)

誠に達觀したる議論であると思ふ。當時は親藩にして尊王派あり、公卿に

して、親幕黨あり、勤王攘夷、討幕攘夷、勤王開國、佐幕開國等其の主義主張には色々の別があり、各之に穩和と過劇の兩派がある。而して各相争ひしと雖、何れも愛國の赤心に於ては一である。攘夷親征といひ、朝議一變といひ、長州征伐といふも、此等諸派の一進一退である。

朝議一變のこと、全局の不明なる兒童に對しては、孝明天皇に御定見なきが如く思ふものもあらう。此の所は「天皇は素より攘夷論であらせられたものではあるが、今急劇に此の事を斷行し給はんとすの御精神ではなかつた。しかし過劇論の勢が盛んであつたから、一時、御英斷遊ばさうとなまつたのであるが、穩和黨のものが時勢を見て御諫め申した爲、素よりの御精神でもあつた所から、過劇派の意見をお退けになつたものと拜察する。併し乍ら、過劇派の長州、穩和派の會、薩とも、共に自己の所説を最もよいと信じたもので、政策を斷行しようとするには他の一方を退けなければ出来ないから、此の様になつたのではあるが、愛國の精神に於ては共に一つであると思ふ。」

一五 兒童に對しては、慶應元年十月、朝廷遂に幕府の奏請に對して、兵庫開港を除くの外、總べて諸外國との條約を勅許し、至當の處置を爲すべき旨達せられしことを附加しておくがよい。

條約勅許

幕軍の不利

挿畫の説明

参考  
年表

一六

第二回の長州征伐に於ける幕軍の不利は、幕府最後の致命傷であつた。武家政治に覇たるものは、其の武が諸侯を威壓し得る間が生命である。若し其の武力の不足を天下に公示するに於ては、之れ其の終期であるは自明の理である。唯因習の久しき、幾分の威嚴を持すと雖、既により高き尊王思想あらはれ、我が國體は其の本體に歸せんとする時である。幕府の瓦解又已むを得ざる時である。此の役幕軍が敗北したることは、第一に天下の同情が長州に傾き、幕府を去つたことである。第二、薩長の秘密連合である。第三、長藩の新式操練の結果であると思ふ。

一七

合衆國の船艦東京灣に入る圖は、安政元年一月の圖である。向つて右に見ゆるは本牧の岬、左方遙に見ゆるは房總半島か、舟は九艘。櫻田門外の變の圖は、右方に見ゆるは外櫻田門である左方の兩刀遣の勇士は河西忠左衛門であるとの事。

一八

二五一年	嘉永六年六月 三日	米艦浦賀に来る。
	六月十二日	米艦去る。
	六月廿二日	將軍家慶奠す。
	七月廿一日	江戸灣に砲臺を築かしむ。
	十月 五日	軍艦兵器を和蘭より買ふ。
二五一四年	安政元年正月十六日	米艦本牧に入る。
	三月 三日	アメリカと條約十三條を定む。

三月廿一日  
アメリカ船下田を去る。

十二月廿一日  
魯西亞人と條約を結ぶ。

安政二年八月十三日  
イギリスに長州函館を開きたることを令す。

十二月廿三日  
和蘭と條約を結ぶ。

安政三年二月  
藩書取調所を置く。

七月廿一日  
ハルリス來る。

二五二〇年  
ハルリスを引見す。

安政四年十月廿一日  
三月五日を以て假條約調印を約す。

二五二八年  
安政五年正月 五日  
井伊直弼大老となる。

四月廿三日  
假條約に調印す。

六月 廿日  
慶福を將軍世嗣とす。

六月廿五日  
尾張紀伊一橋、越前等に謹慎を命す。

七月 五日  
慶福家茂と改名。

七月廿一日  
將軍家定の喪を發す。

八月 八日  
間部詮勝上京す。

九月 三日  
家茂將軍宣下。

十二月一日

二五一九年  
安政六年二月廿日  
間部詮勝京都を去る。

九月十三日  
外國奉行新見豐前守等をアメリカに遣はし本條約を交換せしむ。

二五二〇年  
萬延元年正月十九日  
新見豐前守等アメリカ船に投じて出發。

三月 三日  
櫻田門外の變。

五月十五日  
水戸齊昭薨す。

八月廿八日  
尾張、一橋、越前等の謹慎を免す。

十月十五日  
新見豐前守等亞米利加よりかへる。

十二月十一日  
和宮將軍に配す。

二五二二年  
文久二年正月十五日  
坂下門外の變。

六月 十日  
勅使東下三事を諭す。

八月廿三日  
生麥事件。

二五二三年  
文久三年二月十三日  
家茂上洛。

五月 十日  
五月十日を攘夷實行の期日と定む。

五月 十日  
長藩外船をうつ。

八月十八日  
七卿長門に下る。

二五二四年

元治元年七月十八日

長州兵京師に入る、會議の兵討て之を却く。

八月廿三日

長州征伐の勅令を下す。

二五二六年

慶應二年正月

毛利父子伏罪。

五月 四日

長州再征の令下る。

六月

幕軍長州の境に迫る。

## 第十二 大政奉還と明治維新

要旨

明治の維新は大化の改新と並びて我が政治上に於ける二大改革の一にして、幕府自ら大政を奉還し、朝廷攝政、關白をも廢して天皇親政の古に復し給ひ、諸藩主亦數百年間世襲領有したる土地、人民を奉還して遂に全國畫一の施政を見るに至れり。其の土地、人民を朝廷の直轄となせるは頗る大化の改新に似たりと雖も、大化の改新は主として支那の制度に倣へるものにして、明治の維新は國民の自覺に因る所多しとす。されば教師は本課を授くるに當り、第十課以

後の事蹟の大要を反覆して、其の由來を審にし、其の間多少順逆を誤るものありしも尊王愛國の精神一般に大いに發達し、國民一致以て國に盡したるの事歴を知らしむるを要す。(教師用)

### 教授要項

- 一 大政奉還の事情。  
長州征伐軍の不利、家茂の薨去、慶喜の就職、孝明天皇の崩御、明治天皇の踐祚、征長軍を解く、幕府の威望地に墜つ、山内豐信の勸告、大政奉還、三職を置かれしこと。
- 二 維新の戦亂。  
鳥羽伏見の戦、東征軍江戸に向ふ、慶喜の恭順、西郷と勝との會見、江戸城明渡し、彰義隊、會津城の攻撃、五稜廓の戦。
- 三 徳川幕府の回顧。  
年代、幕政の隆替、滅亡の原因、幕末の志士。
- 四 維新の大業。  
新政の大方針、江戸行幸、版籍奉還、廢藩置縣、維新の功臣、全國皆兵の制度。

長伐軍の撤兵

教材と其の取扱

- 一 幕府が第二回の長州征伐を發令したるは、慶應二年五月の初旬である。六月には山陽山陰九州の三方面より向ひたる軍勢は、防長の境に迫つたが、各軍共に利がない。折柄、七月下旬家茂の薨去となつた。(年二十一)依て征長の軍を停めた。之れ幕府にとつては不幸なることではあつたが、征長の軍を停めるには、唯一の申譯が出來たのである。次で十二月廿五日には孝明天皇の崩御となつて、大喪の故を以て翌年二月軍を解くことになつた。
- 二 孝明天皇、三十六歳の壯齡を以て崩御し給ひしは、惜みても餘りあるとである。御在位二十年、國家最多事の時に天下に君臨し給ひ、内は蒼生の爲に、外は外國の爲に、夙夜宸襟を惱ませ給ひ、遂に維新の大業を見給はずして神上り給ひしこと誠に痛恨の極である。こゝに其の基を開かせ給へる御威徳により、不世出の明治天皇に至つて、初めて國家を富嶽の安きに

孝明天皇

大政奉還

三

置くを得るに至つたことを兒童に傳へねばならぬ。

國歩の困難は日一日と増し來り、今は朝幕竝立して、公武合體の如き因循姑息なる手段では、到底積弊のわだかまれる幕政を一新するとは出來ない時機となつた。我が國は、こゝに根本的大改革を要する時期となつた。大政の奉還は、誠に慶喜の人言を容るゝ明を賞せねばならぬ。若し大政の奉還一日相後れんか、彼れは將に朝敵たる稱號を受けねばならぬ所にまで進んでゐた。慶喜がよく、十五代二百七十餘年の權勢を放擲して、平和の間に大政を奉還したるは、國體の然らしむる所、時勢の然らしむる所なりとはいへ、從來の執政者たる北條、足利等に比して、遙かに高く、有終の美をなした立派なものであると思ふ。教師は大政奉還の文章の大意を説ききかせるがよいと思ふ。

臣慶喜謹而皇國の沿革を考候に、昔王綱紐を解き相家權を執り、保元

平治の亂、政權武門に移りてより、臣の祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相承申候、臣慶喜其職を奉すと雖、政刑當を失ふこと不少今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳の所致、不堪慚懼候。況、當今外國の交際日に盛なるにより、彌、政令一途に出不申候ては、綱紀難立候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に奉還し、廣く天下の公議を盡して、陛下の聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕候へば、必、海外萬國と可並立候。臣慶喜國家に所盡、不過之と奉存候、可申聞旨、諸藩へ相達置候、依之此段謹で奏聞仕候以上。

朝廷よりは左の御沙汰を翌十五日賜はつた。

祖宗以來御委任厚御依頼被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候へ共、方今宇内之形勢を考察し建白之旨趣尤に被<sub>二</sub>思召<sub>一</sub>候間、被<sub>二</sub>聞食<sub>一</sub>候。尙天下と共に同心盡力を致し皇國を維持し可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>宸襟<sub>一</sub>御沙汰之事。

此月二十四日、慶喜は既に政權を奉還したる上は、併せて大將軍の職をも辭せんと欲し、表を上りて之を請うたが、召集したる諸藩の上京を待て、決すべしとて、之を許されなかつたから、征夷大將軍内大臣の官職は、十二月九日の維新の號令の出づるまでは、依然之を帯んでゐたのである。

朝廷にては、薩長に討薩の密勅が下つた際であるから、無論將軍より急劇に大政を奉還しようとは思はれず、又幕府も翌日直に御裁可になるとは思はなかつたものであると思ふ。而して、將軍慶喜の奉還文には「自分は全く政治圏外に退く」といふ意ではなく、同心協心、共に皇國を守護しようといふ精神である。之が、二月九日の號令に慶喜の職のないことから、維新の戦亂が起るのである。

四

慶應三年十二月九日、王政復古の大號令を發布せらる。

徳川内府、従前御委任大政返上、將軍職辭退の兩條、今般斷然被<sub>二</sub>聞

食一候。抑癸丑以來、未曾有之國難、先帝頻年被惱、宸襟一候御次第衆庶之所知に候。依之被決、叡慮、王政復古、國威挽回之御基被爲立候間、自今攝關幕府等廢絶、即今、先假に總裁議定參與之三職を置れ、萬機可被爲行、諸事神武創業の始に厚き、縉紳武辨堂上地下の別なく、至當の公議を竭し、天下と體裁を同く可被遊叡慮に付、各、勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ、盡忠報國の誠を以て可致奉公一候事。

(三職に任ぜられし名は教師用書にある)

此の夜有名なる小御所會議あり、山内容堂公は、慶喜を新政に與らしめんとし、尾州侯越前侯、之に賛し、岩倉具視は、徳川氏の積惡を述べて之に反對し、議論沸騰せしが、遂に慶喜に退官納地の事を議決するに至つたのである。却説、此の復古の大精神は何を標準とせられたのであるか、三職に補せられし人の名を出して、大體のことを説くがよいと思ふ。即ち大號令にあ

五

る通り、神武の古に復せらるゝ大方針であるから、公卿政治を復興するでもなければ、平安時代を回想されたものでもない。公家もなければ、武家もない。上御一人の外は全く臣で、何處に權勢の集中もない。即ち全く我が國の本體にかへつたのである。而して此の方針は要旨にもある通り、大化改新の時の如く、他國の制度の模倣でなくして、全く國民の自覺より來りしことに注意するが大切である。後年に行はれたる版籍奉還の精神も、廢藩置縣の原因も、全國皆兵の制度も、此の神武の古に復するといふ大方針より胚胎してゐるもので、何れも國民の自覺である。

慶喜をして新政に與らしめず、更に辭官納土の命あることは、幕府側の立場より見れば、不公平と思はれ、二三雄藩が、幼帝を挾んで專斷の事をすと思はれたであらう。慶喜をして新政に與らしめ、諸侯の首座として、共に維新の國是を議定せられたならば、鳥羽伏見の戦争も起るまじく、奥



羽、函館の戦端もなかつたであらうと思れる。併し乍ら、人は因習に捕はる。徳川氏大政を奉還し、將軍を辭任したりとはいへ、從來君臣の禮を以て仕へし諸侯は、俄かに同僚として論議することも困難なるべく、殊に舊來の陋習を一新せんとするに當りては、從來當路の人を目前に置くことは頗る困難なることである。余は徳川氏の功罪は別として、建設せんとせば先づ破壊せよの方針によつて、維新の大改革が急轉直下の勢で着々として進捗したる點より眺めて、此の根本的大改革の方針はよかつたものであると思つてゐる。併しかゝることまで、兒童に批判せしめようとは思はぬ。

六

鳥羽伏見の戦争の由來、竝に事件の進展は、教師用書に譲り、茲に、参考として、討薩の表と、征討の大號令とを竝記する。各對比して見られよ。

討薩の表

臣慶喜謹而十二月九日以來の御事件奉恐察候者、一々朝廷の御真意には無之、全く松平修理大夫(鳥津忠義)奸臣の陰謀より出候は、天下所共知、殊に江戸、長崎、野州、相州、所々亂肆

討薩の精神と東征の精神

劫盜に及候も、同藩の唱導により、東西響應、皇國を亂し候所業、別紙の通にて、天人共に所憎に御座候間、前文の奸臣ども御引渡被下度萬一御採用不相成候は、不得止誅戮を加へ可申候此段謹而奉奏聞候

正月二日

別紙には、薩藩が幼帝を侮つて政務公平をかき、私論を主張すると、先帝の御委任なりし攝政殿下を廢し、すべて私意を以て宮方、堂上方も黜陟すること、江戸にて酒井左衛門尉屯所く砲發亂暴したることなどが擧げられてゐる。

征討の大號令

徳川慶喜天下之形勢不得已、大政返上、將軍職辭退、相願候に付、朝議の上、斷然被聞召候處、唯大政返上と申而已にて、於朝廷土地人民御保ち不被遊候ては、御聖業難被爲立候に付、尾越二藩を以て、其の實效御訊問被遊候節、於慶喜は、奉畏入候得共、麾下、竝會桑之者共、承服不仕、萬一暴舉可仕哉も難計に付、只管鎮撫に盡力仕居候旨、尾越より及言上候間、朝廷には、慶喜眞に恭順を盡し候様被思食、既往罪不被爲問、寛大之御處置可被仰付候處、豈圖らんや、大阪城へ引取候は、素よりの詐謀にて、去る三日麾下の者を引率し、剽へ、前に御暇被遣候會桑等を先鋒とし、闕下を奉犯候、勢、現在彼より兵端を開候上は、慶喜反狀明白始終奉欺朝廷候段、大逆無道、最早於朝廷御宥恕の道も絶果不被

爲得已、追討被仰付候、兵端既に相開候上は、速に賊徒御平治、萬民塗炭の苦を被爲救度歎慮に候間、今般、仁和寺宮征討將軍に被任候に付ては、是迄偷安怠惰に打過、或は兩端を抱き候者は、勿論、假令賊徒に従ひ、譜代臣下の者たりとも、悔悟憤發爲國家盡忠之志有之候輩は、寛大の思食にて、御採用可被爲在候、依戰功此行末徳川家の儀に付歎願の儀も候得ば、其筋により御許容可有之候、然るに此御時節に至、不辨大義、賊徒と謀を通じ、或は潜居爲致候者は、朝敵同様、嚴刑に可被處候間、心得違無之様、可致候事

明治元年一月七日

此れより以後のことは内政の改革あり、征幕の舉あり、年表を對照して教授せられよ。

幕末當時の幕閣

七

教科書に、舊幕府の海軍副總裁たりし榎本武揚、といふことが記されてある。兒童の常として、副總裁といへば、必ず總裁は誰なるかとの質問を發するものである。依て参考の爲、當時の幕閣を示せば左の通りである。

陸軍總裁	勝 安房	副總裁	藤澤志摩
海軍總裁	矢田堀讚岐	副總裁	榎本和泉(武揚)

江戸城明渡し

八

江戸市民が水火の憂を免れたる事に關しては、勝安房の苦衷と、西郷隆盛の然諾を重んじたる信義とを推奨せねばならぬ。又山岡鐵太郎が、單騎自ら奮つて、總督府に使せんと言ひ、官軍貔貅の中を「朝敵慶喜の使」と大呼して、駿府に至り、勝の書翰を參謀西郷に渡し、條約の案文を見て、其の慶喜を備前藩に預くるといふ一條を辨難して、西郷參謀の同意を得たるが如き、實に決死の勇氣を想察することが出来る。又勝安房が、三月十三日十

四日單騎、親から高輪の官軍先鋒の陣營に赴き、西郷に延見し、江戸百萬士民の生靈の爲め、又主家存續の爲に十五日の總攻撃を停止せんことを談じ、

遂に隆盛の義心により、其の然諾を得、爲に一兵を動かさずして、城地の授受を終りたる兩雄の至誠、膽略、襟度、何れも維新史上の美談であつて、又天下を率ゐるもの、模範であることは、特に注意して話したいと思ふ。又徳川の本家は、田安家達をしてつがしめ、府中に封じ、駿遠陸奥の諸郡にて、七十萬石を賜ふことになつたのである。此の事も知らしておきたい。

維新の戦亂

九

維新戦亂の經過に就ては、年表と地圖とによつて、簡単に語る位でよからう。要は徳川氏の恩を忘れかねたるものが、所々に集り、抵抗したといふことである。此等諸藩は素より順逆の理をあまりたる嫌あれども、天皇に對して弓を引くといふのではない、唯「一二藩士が、朝威を藉りて、私情を縦まゝにするものである。此の奸賊は討つて之を懲らさざる可らず」との意見より發したものであることは疑もない。併し乍ら、維新の事實は進展し、大勢は滔々として流れ官賊の名義歴然たるに於ては、又如何とも致し

がたい。遂に二年五月に至つて平定したのである。

彰義隊攻撃の指揮は大村益次郎より出づ、此日大村は江戸の樓櫓に上りて、戦争の勝敗を按じ、幾度も双眼鏡を手にして、上野の方を望み、會ま火の吉祥閣に發するを見て始めて破顔一笑せり。後年九段坂上の靖國神社祠前に大村が双眼鏡を手にして遠く望むの銅像を樹立せるは、實に當時の形容を存するものとす。(明治歴史)

(維新戦亂年表)

- 明治元年五月十五日 彰義隊の戦。
- 九月廿二日 會津落城。
- 十月 奥羽全部平定。
- 十一月 幕軍函館、江差兩港を奪ひて自立す。
- 明治二年五月十八日 榎本武揚等降る。

一〇 幕府の回顧に關しては、左の點に留意して取扱つて如何。

一 年代

徳川幕府の回顧

二二六三年家康將軍に住せられしより、二五二七年大政奉還まで、二百六十五年。

二 將軍の名稱、(十五代)

三 二百七十年の命脈をつなぎし所以。

○朝廷に對する政策。

○大名に對する政策、(諸侯の配置、參勤交代、譜代外様の職權上の差異等)

四 政治の一張一弛。

家康、秀忠、基を開き、家光に基礎確立す。綱吉に弛んで、家宣に稍改まり、吉宗に中興す。家治に衰へて、家齊の初政、寛政の治ありて後、又、弛み、家慶の時、水越の改革遂に救ふ能はず、家慶の晩年、米艦渡來の時より、幕政機宜を失ひ、權威を失し、國論沸騰の世となる。

五 幕府滅亡の原因。

尊王論の勃興。

(太平(學問)(大義名分明なり)(尊王論)

外艦の渡來

(所置宜しからず)(國論沸騰)(攘夷論)

尊王攘夷、倒幕論

先づ之れ位でよからうか、次に幕府の功罪論に關しては、二百六十五年間多少の非難はあつたにせよ、大體に於て、陛下の赤子を保護し、陛下の國を保つて來たのであるから、其功勞は十分に認めねばならぬ。明治元年四月四日、江戸の城地明渡しの命を傳へて、其の處分の書を達せられた時の其處分書の第一條に

第一條 去十二月以來、奉<sub>レ</sub>欺<sub>二</sub>天朝<sub>一</sub>、利<sub>レ</sub>へ、兵力を以て皇都、連日錦旗へ發砲し、重罪たるに依、爲<sub>二</sub>追討<sub>一</sub>官軍被<sub>二</sub>差向<sub>一</sub>之處、段々眞實恭順謹慎の意を表し、謝罪申出候に付ては、祖家康以來二百餘年治國の功業不少殊に水戸贈大納言積年勤王の志業不<sub>レ</sub>淺、旁以格別深厚之思召被

レ爲在云々。

のことばもあつて、朝廷にても其の治國の功業は認めさせられてゐるのであるから、其の注意を以て、話して行くことが肝要であると思ふ。

新政の大方針

一 五箇條の御誓文につきては左の件々に注意して取扱ふがよい。

(一) 天下を率ゐて、人心を一にし、大に施設せんとするには、萬口一聲に唱和すべき標識がなくてはならぬ。この標識なければ、運動の一致を缺いて目的を達することが出来ない。

(二) 御誓文には攘夷といふ文字なく、開國の方針になつてゐるといふことである。之れ即ち、時勢の進展上、攘夷の到底行ふべからず、更に進みて、大に開國進取の道を講ずることを是と御定めになつたのである。

(三) 往昔の政治は、民は之に依らしむべく、知らしむべからずの方針であつた。夫が公議輿論を重ぜらるゝといふ方針になつたのであること。

(四) 我が國が立憲政體になる基は、こゝに胚胎してゐること。

(五) 三月十四日は、江戸にて勝安房と、西郷との會見第二日目の日である。右の意を汲み、五ヶ條の御誓文の各條につきて、大體の説明をするがよい。

東京奠都

一 明治天皇が東京に行幸し給ひしは、遷都といふ形式ではない。東幸といふ御名義である。其の後、東京城は皇城となり、又宮城と名も更められて、

動きなき帝都となつたが、京都を舊京としての事ではなく、即位の禮は京都にて行はせられるといふ定で、即ち東西の兩京が對立してゐるのである。

(東京奠都は遷都に非ず、雜誌歴史地理岡部學士の説参照)

版籍奉還其の他

一 武家政治は幕府の大政奉還によつて、廢せられたる形であるけれども、

未だ其の遺物たる大名と武士との始末をつけねばならぬ。版籍奉還と廢藩置縣とによつて、全く大名は其の性質を失ひ、徵兵令の發布により、武士は全く四民平等の事實となつた。而して版籍奉還は、先づ其の名を改めた

ものであるが、未だ實が残つてゐる。廢藩置縣は其の實をも捨てさせたまふのである。此の二項に關しては、第一に木戸孝允の功勞を擧げねばならぬ。而して、先づ版籍奉還の建議をなせしは、維新の元勳たる薩長土肥四藩の聯合である。各藩何ぞ躊躇することを得ん、忽ち二百餘藩之に倣ふて、版籍を奉還した。實に美事である。我が國に在りて、始めて行はれることであるに注意するがよい。而して、版籍奉還、廢藩置縣、徵兵令の發布等が、我が國の本體より考へて、最も自然であり、最も適當の措置であることを知らしむるがよい。

(徵兵令の詔)

朕惟るに古昔郡縣の制全國の丁壯を募り、軍團を設け、以て國家を保護す、固より兵農の分なし。中世以降、兵權武門に歸し、兵農始めて分れ、遂に封建の治を成す。戊辰の一新は、實に千有餘年來の一大變革なり。

此際に當り、海陸兵制も亦時に従ひ、宜を制せざる可からず。今本邦古昔の制に基き、海外各國の式を斟酌し、全國募兵の法を設け、國家保護の基を立てんと欲す。汝百官有司、厚く朕が意を體し、普く之れを全國に告諭せよ。

(勿論當初の徵兵令は一家の戸主、官吏、嗣子、等は免除し、又、代人料金二百七十圓を納むれば、兵役を免れしむる風であつたが、其の後に二回の改正によつて、今日の如く全國皆兵の事實となつたのである。

(參考迄に)

- 一四 場所は、上野公園の黒門、頭に被れるものは、白熊の毛である。此外に楮熊、黒熊、等のももある。維新前後、官軍にて多く用ひしものである。洋服に草鞋、大刀等洋折衷の形である。

- 一五 二五二七年 慶應三年二月 征長の軍を解く。

二五二八年

明治元年正月元日

- 四月 月 兵庫開港。
- 十月十四日 大政奉還。
- 十二月九日 王政復古の大號令を發す。
- 十二月十日 辭官納土のことを慶喜にさすとす。
- 幕軍の先鋒大阪を發す。
- 正月 七日 征討の大號令を發す。
- 正月十二日 慶喜江戸城に入る。
- 二月 九日 熾仁親王を東征大總督とす。
- 二月十一日 慶喜寛永寺に閉居。
- 三月 五日 總督、參謀等駿府に入る。
- 三月十三日 勝安房、西郷隆盛に會見す。
- 三月十四日 五ヶ條の御誓文を宣し給ふ。
- 四月 四日 江戸城明渡し。
- 五月十五日 上野彰義隊の戰。
- 七月十七日 詔して江戸を東京とす。

二五二九年

明治二年正月廿三日

- 八月廿三日 若松城を圍む。
- 八月廿七日 天皇即位の禮を擧げさせ給ふ。
- 九月 八日 明治と改元一世一元の制を定め給ふ。
- 九月廿二日 容保降を乞ふ。
- 九月廿三日 天皇京都を發し東幸し給ふ。
- 十月十三日 東京に行幸。
- 十二月廿三日 京都に還幸。
- 十二月廿八日 皇后册立。
- 四藩連署し版籍を奉還せんことを乞ふ。
- 三月廿八日 東京に行幸。
- 五月十八日 榎本武揚等官軍に降る。
- 六月十七日 版籍奉還の請をゆるし給ふ。
- 六月廿五日 公卿大名の稱を廢し華族となす。
- 六 月 招魂社を九段坂上にたつ。
- 八 月 蝦夷を北海道と改む。

(廢藩置縣と徴兵令のことは教師用書に委れて省く。)

### 第十三 臺灣征伐と西南の役

要旨

本課に於ては維新の初に於ける外交の大要を知らしめ、支那との關係を説きて臺灣征伐に及し、征韓の是非について廟堂の議論遂に分裂し、其の結果西南の役の起るに至りしことを説き、其の戦況の大略を知らしむべし。(教師用)

#### 教授要項

- 一 新政府の外交方針。  
和親、公使派遣、岩倉大使等を歐米に遣はす、清國との條約締結。
- 二 臺灣征伐。  
原因、戦況、結果。
- 三 征韓論。  
征韓論の理由、外征派と内治派の衝突、人心動搖、佐賀、熊本、蕨の亂。
- 四 西南の役。  
原因、戦況、結果、西郷隆盛。

政府の外交方針

#### 教材と其の取扱

- 一 新政府の外交方針につきましては、五箇條の御誓文の趣旨を問答して、後、進むがよい。公使派遣は英、佛、普へ鮫島尙信を、米へ森有禮を遣はされたのであるが、人名は複雑になるから云はぬがよい。  
岩倉大使一行の目的は、帝國の新事體を列國に紹介し、又見聞を廣くして、新政の参考に資し、條約を改正せん等の任務であつた、四年十月先づ米國へ向つたが條約改正の事は思ふ様に行かざりし爲、見合せて前二項の要件を果して歸國したものである。此の一項には右大臣、參議、大藏卿等の名がある。簡単に説明しておくがよい。

明治二年七月の官制改革。

#### 神祇官

二官 太政官(左大臣、右大臣、大納言、參議)



六省(民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務)之に卿、大輔あり。

大學校(文部省の前身)

彈正臺(司法省の前身)

四年七月の官制改革にて、太政官は正院、左院、右院となり、正院には長官を太政大臣とし、次に大納言參議等の官あり、左右大臣は廢せられた。後に又左右大臣が出来た。

清國と條好通商の條約を結んだことは、從來、受動的であつた我が國が、發動的に進んだ所に着眼して説けばよからう。

二 臺灣征伐は、征韓論よりも後のことである。併し、征韓論は次に來るべき西南の戦役と因果的關係のある爲に、特に早く提出したものであらう。却説、臺灣征討の擧は之を一種の政論の上より眺めるならば、國內の不平を外に洩さしめたるものであると思はれる。然し、我等は國民教育として、

堂々我が同胞の爲に狂蠻を懲したるものであると説いてよい。抑も琉球の漂民が蕃人に害されたるは、四年十一月の事で、備中小田縣の民が同じく害されたるは、六年三月のことである。而して、副島種臣が清國に赴きたるは、六年三月の事である。琉球漂民の遭難の時、直ちに問罪の使を發せざりしは、琉球が島津氏の配下でありながら、日清兩屬の形を持って居た爲であつた。併し、五年九月には琉球王、其の臣をして入朝して方物を獻じ、我より琉球藩王に封じ、華族に列せられ、六年五月には、其の臣をして東京に駐在せしめてゐる。茲に琉球は全く我が藩屬たることを明にしてゐる。最初、副島種臣が柳原前光をして詰問せしめたる時には、清國は琉球が日本の部屬に非ることを論じて、又、生蕃の事に及ばなかつた。再び其生蕃を管轄するや否やを詰問するに及んで、彼れは化外の民であることとを答へたのである。之れ彼れが我に言質を捕られたものであつて、征臺の

擧の曲直は、この一言によつて決してゐる。兒童に對しては、琉球問題にまで立入る必要はなからう。

却説、此の擧、西郷従道が長崎を發したのが、明治七年五月二日で、其の五月末には殆んど其の巢窟を平げた。清國の閩浙總督は臺灣に至りて、従道に撤兵を求めたが、従道は皇命に非ずば、一步も退かぬと一言にしてはねつけた。更に清國は福建巡撫をして、兵數千を率ゐ、自らの領分故自ら處分すべしなど申し來つたが、又之をはねつけた。此等の事項は、我が國民の意氣として語つてきかせたく思ふ。

此の役、四月我師東京を發して後、十二月三日東京に凱旋するまで、三千六百有餘の士卒を、絶海の孤島、蠻烟瘴霧の中に送つた。而して、戦死するものは、僅に十二人に過ぎざりしも、病死五百六十一人に及び、七百八十萬圓の財を費した。而して得る所は僅に清國の償金五十萬兩(我七十萬

圓)のみである。有形上の得失は素より償はないのは言ふまでもないが、此の一擧、無形に得る所極めて大である。

第一琉球は久しく日清兩屬の形であつたが、今、琉球人被害者賑恤料として十萬兩を我國に支拂つたから、彼れは明かに琉球の我が版圖たることを認められたのである。

第二從來、歐洲人の生蕃に害せられしもの數々であつたが、清國は未だ嘗て、償金を支拂はなんだ、然るに今回の此擧、歐米人のなし能はざる所をなした。

第三此一擧、我が兵力を歐米諸國に知らしめた爲に、從來、英佛二國は數千の兵士を我居留地に置きしものであるが、撤去して本國に還した。

此れ皆征臺の結果である。此の役に於ける大久保利通の功勞はよく兒童に傳ふるがよい。(坪谷善四郎著、明治歴史參照)

三 征韓問題は明治三年の頃より起つた。其朝鮮が我が修好の好意に對し、無禮の態度を採りしは、我が王政維新の事情が彼によく了解せられざりしこと其の一、鎖國政策を採り居りしこと其の二、當時の執政者大院君が、頑固剛腹、嘗て佛米と戦ひ大敗せずして終りしを以て、意氣益々傲れるもの其の三である。從來、徳川幕府と對等の交際をなして來た彼は、我が國書に大日本國皇帝とか、奉勅とかいふ文字あるを見て、之を受けざるは、我が王政維新の性質を了解せざる爲である。我が國が西洋の制度を參酌して、諸種の改良せるを、形を變じ、俗を易て、耻ぢすなど、我が官吏駐在所の門前に掲げて誹謗するが如きは、之れ彼が鎖國の迷夢より覺めざるが爲である。我が政府より數回の交渉を受けて、倨傲無禮なるは、大院君李是應の頑迷である。

征韓論の得失につきては、何れとも判断することは出來ない。朝鮮が數回の交渉に耳を傾けず、剩へ、我が官吏に侮辱を加ふることを知つたる武斷派の人々にありては、其の征韓論を唱ふるも、職として、又、愛國の至情として、尤なる事であると思ふ。併し乍ら、又、歐米各國を巡視して、其の物質的文明の進歩に驚き、兵備足らざる有様に一驚を喫したる文治派の人々は、先づ大に内治を改良して、實力を養成せざるべからざること意見を歸結したるも、亦、是れ尤なことであつて、穩當なる意見と思はれる。武斷派の意見としては、三韓を蹂躪することは、朝飯前の仕事の如く思つてゐたであらうか、又、文治派の人としては、國勢の空乏を患ひ、列國干涉の事も心に考へたであらう。朝議が文治派の勝利に歸したるは、三條公が辭して、岩倉公が代理したる時に始まると思はれる。此の事を歴史に溯つて考へれば、天智天皇が三韓を放棄して、内治を先きにせられたこと、似てゐる。

四 佐賀、熊本、萩の亂は、征韓の行はれざるに反對なるもの、新政府を喜ばざるもの、幕府の古を慕ふもの等、色々複雑である。大改革、大議論の後には、必ず小數の不平黨のあるは已むを得ない。夫れ等の爆發したものであると説く位でよからう。委しく立入る必要はない。當時不平の士の作つたものであらうか、次のやうな俗謡があつた。

今度此度維新になりて、一に寶をまきちらし、二に日本をわやになし、三にさむらひ廢止して、四つ四つ足りひひろげ、五つ異人を大切に、六つ無理やり斬ぎりし、七つなにかに税をと、八つ山川竿を入れ、九つこゝにも居られて、十で東京ににげて行く。

## 五

西南の役については、隆盛が全く私學校生徒の爲に犠牲となつたものであるといふことを明かにしておくべきである。隆盛が私學校を創立して、子弟教養に勉めたるは、他日、外交の難關起り、政府は到底之を所置し難く瓦解するの時、自ら立つて、自己の經論を實施し、國家の爲に大に進取的政策を採らんとしたものであると思はれる。彼が念頭には寸時も國家問題の

離るゝ事はなかつた。されば新政府には絶對的の反對なるも、暴力によつて、兵亂を起して政府を乗取らんとするが如き、危険思想は毫もなかつたのである。七年、佐賀の亂起り、江藤新平戰破れて薩摩に走り、隆盛と會して再舉の計劃を説きて助力を乞ひたる時、大義を執つて應せざりしも此の爲である。九年、熊本、萩、秋月の亂の起りし時、年少氣銳の私學校生徒が、悲歌慷慨、相率ゐて之に應せんとし、隆盛に「好機逸すべからず」と説きし時、一喝、「今回の亂は國家の大患也、好機會とは何ぞ」と叱したるが如き、孰れも其の志を知ることが出来る。

疑心は暗鬼を生ず。一世の輿望を負ひ、功績並ぶものなき英雄は、薩南の天地にあり、私學校の勢は鹿兒島縣下を風靡し、一縣悉く同縣の士を以て組織し、薩隅は宛も治外法權の如き感あるに於て、政府は之に疑心を生ぜざるを得ない。而して、又、私學校生徒たるもの、其の神の如く敬ふ偉

人の言論行はれざるを知り、父母の如く景仰する英雄の不遇を思ふては、政府の一舉一動を見ること、又、色眼鏡を以てせざるを得ない。彈藥銃砲の移轉といひ、中原尙雄等の歸省といひ、疑心と疑心、暗鬼と暗鬼との衝突ではなからうか。

隆盛は遂に大隅の高山にありて、少年輩の決行をきき、嘆息して、「我事終り矣」の一語を以て、遂に彼等年少氣鋭の徒の犠牲となつた。惜しみても、餘りあることである。

戦役の経過につきては教師用書に大體ある。又此の方面の記事は随分多くあらはれてゐるから此に之を略する。

南洲翁は五十二歳を以て城山の露と消えた。一時反逆の罪を以て目せられたが、聖恩廣大、既に賊名を除かれ、正三位を追贈せられ、嗣子又侯爵に列して、長く皇室の藩屏となつてゐる。之れ素より英明なる明治天皇が

隆盛維新の功業を思召されしによることながら、更に又、翁の素志のよく鮮明されたに由るものであらう。傳ふ、翁の將に岩崎谷に於て、別府晋介の利刃のもとに頭を差出したる時、遙かに双手を合はせて、東天を拜し、禁闕に向つて最後の微衷を表したといふことである。又翁の家族が、官軍の追窮を受けて身を措くに處無かりし時、流離困頓の間須臾も奉安して禮拜を怠らざりしものは、實に明治聖帝が嘗て翁に賜はりし、御眞影であつたといふことである。

炯々たる眼光、偉大なる體貌、質素なる服裝、之を銅像に見、繪畫に眺めても、正に其不世出の英傑なることを知ることが出来る。余輩翁の傳記を讀みて、維新の偉業を思ひ、西南の役の記事を見て、翁の犠牲的精神を知るに於て、將に涙の滂沱たるを禁じ得ない。去秋、鹿兒島の地に遊びて、其の遺蹟を訪ふに及び、更に一層其の感を深くした。

教案中心歴史教授の實際案

六

- 明治三年閏十月二日 公使を英佛普米に遣はす。
- 同 四年七月 清國と條約を締結す。
- 十月八日 岩倉具視等を歐米に遣はす。
- 十一月 臺灣の蕃人琉球の漂民を殺す。
- 同 五年九月十四日 琉球王を華族とす。
- 十一月九日 大陰曆を廢し、太陽曆を行ふ。
- 同 六年二月廿七日 副島種臣を清國に遣はす。
- 三月 臺灣蕃人我が備中の漂民を殺す。
- 八月 朝鮮に決す。
- 九月十三日 岩倉具視等歸朝。
- 十月廿四日 征韓論破れ、西郷隆盛等辭職。
- 同 七年一月十八日 板垣退助等民選議員設立を建白す。
- 二月一日 佐賀の亂。
- 四月四日 臺灣征伐を命ず。
- 五月二日 征臺軍長崎を發す。

(長谷場純孝遺著西郷南洲參照)

- 明治七年九月 大久保利通を清國に派遣す。
- 十二月 征臺軍凱旋す。
- 同 八年一月 英佛二國横濱の衛兵を撤す。
- 五月七日 魯國と千島樺太を交換す。
- 九月廿日 朝鮮江華島の變。
- 同 九年二月廿六日 日韓修好條約調印(三月批准)
- 三月廿八日 士民の帶刀を禁す。
- 十月廿四日 熊本神風連の亂。
- 同 萩の亂。
- 同 西郷隆盛擧兵。
- 同 十年二月十五日 賊軍熊本城を圍む。
- 同 廿二日 官軍田原坂を抜く。
- 三月廿日 官軍熊本城に入る。
- 四月十四日 木戸孝充薨す。
- 五月廿六日 城山陷落。
- 九月廿四日

明治十一年五月十四日 大久保利通害死。

### 第十四 憲法發布

本課に於ては、維新の初、萬機公論に決するの國是を定め給ひ、其後漸次諸制度を設けて立憲政體の基を置き、遂に皇室典範及び大日本帝國憲法を制定せらるゝに至りたる由來を説きて、明治天皇の御盛徳を仰がしむるを要す。

(教師用)

要旨

#### 教授要項

- 一 明治の初より、憲法發布に至るまでの經過。  
五箇條の御誓文、民選議員設立の建議、元老院、地方官會議、府縣會、町村會、明治十四年の詔、伊藤博文の海外派遣。
- 二 皇室典範及び大日本帝國憲法の發布。
- 三 帝國議會の開會。

公議輿論の採用

#### 教材及び其の取扱

- 一 勤王攘夷の聲は遂に幕府を倒し、神武の古に復さんとする維新の大號令と、天地神明に誓はせ給へる五箇條の御誓文とは、宏大無邊、又、秋霜烈日の如く、嚴として動かざると富嶽の如く大に我が國是を定めた。版籍奉還も、廢藩置縣も、之に由つて行はれ、全國に割據したる諸藩の勢力は、全く之を中央政府に收めることになつた。  
而して、開國進取第一の大方針たる廣く會議を起し、萬機公論に決するてふ即ち換言すれば公議輿論といふ聲は、朝野の等しく口にする所であるから、民選議員設立に關する建議の如きは、政府と雖、之を拒むことは出來ない。唯、直ちに代議制を行ふと、之を漸次に行ふとの二途に別るゝのである。
- 二 民選議院設立の建議は、前參議副島種臣、同後藤象二郎、同板垣退助、

民選議院設立の建議

同江藤新平。前東京府知事由利公正、前左院少議官小室信夫、前大藏大丞岡本兼三郎及び古澤滋、八人の名前によりて提出せられたものである。其の一節に曰く、

夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務あるものは則其の政府の事を與知可否するの權利を有す。是天下の通論にして又た喋々臣等の之を贅言するを待ざる者なり。故に臣等竊に願ふ有司も亦是の大理に抗抵せざらん事を。今民選議員を立るの議を拒む者曰く我民不學無議未だ開明の域に進まず故に今日民選議院を立つる尙應さに早かる可しと。臣等以爲らく、若し果して真に其謂ふ所の如きか則之をして學且知而して急に開明の域に進ましむるの道即ち民選議院を立つるに在り。何となれば則今日我人民をして學且智に開明の域に進ましめんとするは先其通義權利を保有せしめ之をして自尊自重天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめ之

をして天下の事に與らしむるに在り。如是にして人民其の固陋に安し不學無議自から甘ずる者は未だ之有らざるなり。而して今其自ら且つ智にして自から其の開明の域に入るを待つ是殆んど河清を待つの類なり。甚しきは則ち今遽に議院を立つるは是れ天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る噫何ぞ自ら傲るの太甚しく、而して其人民を視るの蔑如たるや。(中略)人間の知識なる者は必らず其是を用ひるに従て進む者なればなり。故に曰く民選議院を立つるは是則ち人民をして學且智にして急に開明の域に進ましむるの道なりと。且夫政府の職其宜しく奉じて以て目的となすべき者人民をして進歩するを得せしむるにあり。故に草昧の世野蠻の俗其民勇猛暴悍而して従ふ所を知らしむるに在り。今我國既に草昧にあらず而して我人民の従順なる者既に過甚とす。然らば則ち、今日我政府の職其宜しく以て其の目的となすべき者は則ち民選議院を立て



我人民をして其勇往敢爲の氣を起し天下を分任するの義務を辨知し天下の事に參與するを得せしむるに在り。(下略)

此の論旨に對し、宮内省四等出仕加藤弘之は一書を草して、副島、後藤、板垣の三氏に贈り、議院設立の時機尙早きを論じた、其の要は人民の知識進まざるの時に於ては輿論も時に衆愚の議論となることがある。又今日の日本にては要路有司以外の學識卓越の士は恐らくは數十名に過ぎないであらう。又人民をして進歩せしむるは議院の設立よりも學校を起して人材を養成するの漸に出づべき等、のことが列擧してある。政府はこの漸進論を採つたものである。此頃より新聞紙の刊行も許されてゐたから、政府の方針を是とするもの、民論を可とするものなど、盛に論戰したことを話せばよい。其の可否について論ずることは専門家と雖、困難なる事情であるから、小學兒童に對しては勿論いふ必要はないと思ふ。

元老院

三

元老院は法案議定の局に充てられたもので、新法の制定、舊法の改正を掌る。又立法に關する建白書を受理する所である。明治八年四月、議官の任命を受けたる人々は左の通りである。

勝安芳、山口尙芳、鳥尾小彌太、三浦梧樓、河野敏鎌、加藤弘之、後藤象二郎、由利公正、福岡孝悌、吉井友實、陸奥宗光、松岡時敏、副島種臣、の十四人、(而して勝、副島、福岡の三人は辭して受けず、他は命を拜す)

七月、更に、

熾仁親王、柳原前光、佐野常民、黒田清綱、長谷信篤、大給恒、壬生基修、秋月種樹、佐々木高行、齋藤利行の十人の任命があつた。此の制度は、明治二十三年帝國議會の開設と共に廢院となつた。

四 地方官會議は府知事と縣令との會合である。明治八年六月二十日より二

十三日間開催された。議案は五にして、第一道路、堤防、橋梁の事及其經費、第二地方警察のこと、第三地方民會のこと、第四貧民救助方法の事、第五小學校設立及其保護法の事であつた、各府縣より、人數を限つて傍聽人を出すことを許された、會場は淺草の本願寺、議長は勅任により木戸孝允之に當つた。全部の議案は終了せなかつたけれども、兎に角、民選議院の新局に擬したる地方官會議の第一回は開かれ漸次、代議制に向ふ方針は示され、政治思想を養成したことは大なるものであつた。

第二回の地方官會議は、十一年四月一日より開會して、伊藤博文其の議長となつた。此の時地方に自治の權を與ふることを可決せられた。此れより漸次、府縣會、區町村會等も開かれ、民費に關する賦課徵稅と、其の支途の梗概は、府縣町村人民の公選によりて組織する府縣會、町村會の議決を経るに非れば、地方官の任意に徵收支出し能はざることとなつた。

元老院、府縣會、町村會のことなどは、我が憲政史としては頗る必要な事ではあるが、兒童年齢の幼弱は未だ興味に向かない様である。されば憲政の發達の目標として、其の大體を説くに止めるより仕方があるまいと思ふ。

憲法發布

五

明治天皇が二十二年來、天地神明に誓ひ、大御心を懸けさせられ、四千萬の臣民が領を伸べて日夜待ちに待つたる大日本帝國憲法は、明治二十二年二月十一日、紀元節の佳節を以て發布せられた。此の項に就ては、左の件々に注意して取扱ふがよからう。

- (一) 憲法を制定し給へる大御心。
- (二) 立憲國民の幸福。
- (三) 憲法發布式の盛典。
- (四) 憲法並に皇室典範の概要。

第一項の憲法を制定し給へる大御心については、五ヶ條の御誓文の時よ

り胚胎してゐるもので、要は國家統治の大本を規定して國利民福を計り、益々我が國家を向上せしめんとの大御心である。而して、其の内容は我が國體を基として、之に西洋文明國の長所を容れさせ給うたものである。尙教科書にある上諭の一節をよく説明して、聞かすがよからうと思ふ。

第二項に關しては、我が國は萬世一系の天皇が統治し給ふといふ世界無比の國體ではあるが、歴史に之を眺めて見ると、今までは、憲法といふやうなものがなかつたから、御歴代の天皇は至聖至仁に御座しましたに拘はらず、執政者によくない人があつた爲、或は蘇我氏、藤原氏などの擅權といふこともあり、武家政治といふやうなことも起つて、陛下の御仁心が人民に行き渡らず、人民は非常に難儀したこともあつたが、將來はかゝることは絶對にない。此の憲法に規定せられてあることによつて、政治を行つて行くのであるから、人民は皆同様の利益幸福を受くるのであると云ふ事を話せばよからう。

第三の憲法發布式の盛典に關しては、外國などでこの憲法を制定した時は、多くは國王と人民との争亂の結果であつたが、我が國の如く、天皇も人民と共に歡喜の裡に此の法典を發布すると云ふことは、世界の史乘に誇とすることであると云ふことを述べ、次に當日の大典の有様を説明するがよからう。

大典發布の式場は、此年一月落成し、百世の帝居として遷らせ給へる新宮城の正殿である。正殿の御裝飾の結構森嚴なるは云はずもがな、此の日、午前八時三十分、明治天皇には御和装にて賢所に參拜あらせられ、憲法發布の御告文を奏し給ひて入御、參列せる皇族華族文武の高官をして拜禮せしめ給うた。既にして午前十時内閣大臣以下皆正殿に參内し入御を待つ、天皇乃ち大元帥の軍服を召させ給ひ、皇后陛下には錦地の洋

装を着し給ひて、侍従劔璽と玉璽とを捧げ、君が代の奏樂の中に正殿設けの席に着かせ給ふ。三條内大臣恭しく帝國憲法發布の詔勅を奉り、天皇には玉音朗かに読み上げさせ給ふ。終つて伊藤樞密院議長は帝國憲法を捧呈し、黒田内閣總理大臣に陛下御手づから帝國憲法を授け給うた。此の時百一發の祝砲は殿外に轟き、伶人再び君が代の樂を奏して、餘音殿内に響く間に、陛下は徐ろに入御し給うたのである。

此の大典を行はせ給ふと同時に、神宮竝に神武天皇竝に先帝の御陵へ特に勅使を發遣して奉告あらせ給ひ、又維新の功臣の墓へも勅使を派して申告あらせ給うたのである。西郷隆盛の賊名を除き、正三位を追贈せられ、其他維新の功臣に對しても夫々追贈の恩典があつた。又各府縣に於ける八十歳以上の高齢者に對しても、夫々金員を賜ひ、國事犯若くは言語文字を以て國事の爲に罪せられて獄囚にあるものは盡く之を赦さ

せ給うたのである。

此の日、天雪降りて詰旦積ること數寸、爲に滿城は白殿瓊樓銀樹と變じ、乾坤も亦一新するの觀があつた。午下天晴れ氣清く、片塵を揚げない。兩陛下には午後零時三十分豫て仰せ出されたる青山練兵場に向はせられ、觀兵式を覽はせ給うた。夕には、親王竝に文武の顯官、外國使臣等二百七十餘名を宮中に召して譚を賜うた。

翌日は、東京府民の請願を容れ給ひ、兩陛下・宮城御出門・京橋・日本橋・神田・下谷の四區を経て、上野公園に行啓あらせられ、府民をして周ねく鳳輦を拜するの榮を得せしめ給うたのである。

(此項、坪谷善四郎著、明治歴史參照)

第四の憲法竝に皇室典範の大意に關しては、憲法は國家統治の大本、皇室典範は皇室の御家憲なることを明かにし、更に進んで、憲法にては、七

章の項目と第一條の明文を示し、尙天皇の神聖なること、皇位は皇男子孫の繼承し給ふこと及び、臣民に兵役と納税の義務あること。又、帝國議會は貴族院と衆議院とよりなることなどを一二具體化すればよからうか。皇室典範につきは、皇位繼承の御順序、又、攝政等のことが規定してあると話す位に止めてよからうと思ふ。(六學年用修身書參考)

帝國議會

六 帝國議會、開會のとは憲法の實行である。國民が此の代議政體を望むことと大早の靈覺を望むが如くであつた。明治二十三年十一月廿九日、第一回の帝國議會は開かれた。當時貴族院議長は伊藤博文、衆議院議長は中島信行であつた。議會の問題につきては随分紛糾して、山縣内閣と衝突したが、兒童には憲法明文の實行となつて議會が開設されたことを知らしむればよい。

挿畫の説明

七 原據は貴族院談話室に掲げある油繪を縮少模寫したものだといふ事であ

る。式場は貴族院で、中央正面に立たせ給ふは明治天皇であつて、玉座近く進んで勅語を受くるは、貴族院議長伊藤博文である。陛下の左右に居並ぶは親王國務大臣、其の他供奉の文武官である。議員席は陛下より左方は貴族院議員で、右方は衆議院議員である。貴族院議員は孰れも大禮服を着してゐる。其の議員の前面に出で居るは貴族院副議長東久世通禧及び衆議院議長中島信行である。挿畫の印刷では不明であるが、原圖には時計は二個共に十一時十五分を示してゐるとの事である。

(桐氏國定歴史教科書挿畫の解説)

參考年表

八

明治元年三月十四日 明治天皇五箇條の御誓文を宣し給ふ。  
 二年二月 府、藩、縣より選出せる公議人を集めて制度律令を議せしむ。  
 三月十二日 待詔局を置き、天下の有志者をして各其の意見を建言せしむ。  
 七年一月十九日 副島、板垣等民選議院の設立を建議す。  
 八年四月十四日 元老院、大審院を置く。

- 六月二十日 地方官會議を開く。
- 十二年三月二日 始めて府縣會を開く。
- 十四年十月十二日 二十三年を期して國會を開設すべき詔下る。
- 十五年 伊藤博文を歐洲に遣はす。
- 十六年八 月 伊藤博文歸朝す。
- 十七年三 月 制度取調局を宮中に置く、博文長官となりて、憲法の起草に従事す。
- 十八年十二 月 太政大臣三條實美職を辭す。
- 十二月廿二日 官制改革太政官を廢し内閣成る。伊藤博文内閣總理大臣に任ぜらる。
- 二十一年四月廿五日 市町村制を公布し、二十二年四月一日より施行す。樞密院を創置す、伊藤博文議長となる。
- 二十二年二月十一日 憲法を發布す。
- 十一月三日 嘉仁親王を皇太子と爲し給ふ。
- 二十三年十月三十日 教育に關する勅語を下し給ふ。
- 十一月廿五日 第一回帝國議會召集せらる。
- 十一月廿九日 開院式を擧げ給ふ。

### 第十五 明治二十七八年戰役と條約改正

本課に於ては明治八年以後に於ける朝鮮と我が國との關係を明かにし、延いて明治二十七八年戰役の起りたる所以を理解せしめ、戰役の大要及び其の結果を説き、加ふるに此の戰役の前後に條約改正の事も完成したる事歴を以てすべし。(教師用)

#### 教授要項

- 一 朝鮮との修好條約
  - 征韓論、江華島事件、特命全權辦理大臣の派遣、修好條約の締結。
- 二 朝鮮事變と天津條約
  - 明治十五年の變、明治十七年の變、參議井上馨の派遣、天津條約。
- 三 日清戰爭
  - 東學黨の亂、日清開戰の理由、戰役の經過。
- 四 下關條約、三國干涉
  - 尋常小學日本歴史卷二

- 五 臺灣平定
- 六 條約改正

### 教材及び其の取扱

#### 一

朝鮮江華島事件、又、明治十五年、十七年兩度の變、並に天津條約は、明治二十七八年戰役の遠因と見るべきものである。其の何れもに對し、我は朝鮮を獨立國と認め、清は朝鮮を屬邦視すること、これ戰爭の根本原因である。

江華島事件につきては、教師用書に委しく出てゐる。此れ以上立入る必要もないから、こゝに再びかゝぬ。兎に角、此の事件が動機となつて、我は彼を自主國と認め、對等の修好條約を結んだことであるから、明治初年以來の韓國問題も一時此に解決したものであることを知らして置くがよい。花房公使の派遣は即ち明かに朝鮮を獨立國と認めて之を遣したのであ

### 江華島事件

### 明治十五年の變

る。

明治十五年七月の變は、大院君と閔氏との勢力争が第一因、閔氏の稅政が第二因、大院君の暴徒煽動が第三因である。其の王宮を犯し、轉じて我が公使館を襲ふに至りしは、當時、朝鮮政府が、進歩主義を採り軍備を擴張せんと欲し、我が堀本中尉を聘して教師となし、新式の操練等をなすを見て、頑迷なる鎖國論の大院君は、悦ばなかつた等のことより原因してゐるものと思ふ。而して最初談判が困難なりしは、此の時、大院君が政權を掌握したからで、朝鮮政府の態度が一變して濟物浦條約を結ぶことが出来たのは、清國が大院君を伴ひかへつたからである。しかし實際の取扱に際しては、教師用書の説話要項の所にある如く、簡單に話して、公使館に護衛兵(約一個大隊)を置き、償金を出さしめた、と説く位でよからう。清國も亦兵士を駐屯せしむることゝなつた。

明治十七年十二月の變亂は、獨立、事大兩黨の争である。兩黨の争は轉じて各其の後援者たる日清兩兵の葛藤となつたのである。而して我は國王の請により、竹添公使兵を率ゐて王宮を護衛せしに、國王の無節操なる、閔氏が清兵に依頼して來り迫るに及び、竊かに逃れて清兵に投じたのである。其の後の經過は教師用書に委しければ略す。

天津條約

二

天津條約は三款より成つてゐる。(一)兩國より朝鮮に屯在せしめたる兵を撤去すると、これ十五年の事變後行はれたる事であつたが、十七年の變亂に於て、兩國の争となりし爲、見合せたものである。(二)軍事教練の爲兩國より教官を派す可らざること、これは、互に消極的に出でたのである。(三)將來兵を朝鮮に派遣せんとする時は互に通知すること、となつてゐる。此の第三項の規約は、後年日清衝突の因をなしてゐる。而して此の三ヶ條は彼れも、朝鮮の獨立を容認してのことである。若し彼れが朝鮮を其の屬邦

三

なりと認むるならば、朝鮮に對して、我國と同等の權利にて承認することはなさなかつたであらう。但し此の條約は從來に於ける既得の權利をも棄て、全く無干渉の消極的政策になつたことは残念なことであつて、更に我邦人が清兵の爲に虐殺されたことに對しては、證據不十分のもとに遂に何等の賠償を得ることを得なかつたのは遺憾此上もない事であつた。

東學黨の蜂起は、遂に日清開戦の近因となつた。明治十七年事變後の朝鮮は全く事大黨の勢力になり、我が國が多年、誘掖指導したる進歩改革の方針は後を絶ち、獨立改革黨の金玉均、朴永孝の諸士は、皆我が國又は他國に亡命して、國勢不振の有様であつた。加ふるに官吏の誅求甚しく、遂に二十七年の四月に東學黨の蜂起を見るに至つた。其の東學黨が如何なる者なるかは、教師用書にある通り、東學とは東方の學の意味にて、儒・佛・道三教の英を摘みたるもので、西教を排斥せんとする固陋の一團なることは



言ふ迄もない。朝鮮の官兵が討つて克たざるに及び、公使袁世凱の勸誘により、遂に清國の援兵を乞うた。清國が兵を牙山に送るに及んで、我に天津條約の規定により、清國公使より外務大臣へ向け其の出兵を通知し來ると雖、文中彼は「兵を派して援助することは、我朝が屬邦を保護するの慣例に候へば」といふことを明言した。之れ素より天津條約の内容に於て認むべからざることであつて、又、明治九年、江華島事變の後の朝鮮との條約に對しても、認むべからざることである。されば我は外務大臣の名を以て公使へ向け次の如く申し送つた。

貴國政府が、朝鮮國に派兵の事、明治十八年四月十八日、日清兩國政府締結の約書第三款に従ひ行文知照の趣、本日貴簡を以つて御申越に相成承知候。然るに貴簡中、保護屬邦の語相見ると、我日本帝國政府は、未だ曾て朝鮮國を以て貴國の屬邦とは認めざるが故に、此段同答旁特に言明致し置き候。敬具

此の日、直ちに我國からも派兵の通知を發した。所が、清國よりは、越

えて二日、「我國（清國自ら云ふ）が朝鮮へ出兵するのは、朝鮮から依頼のあつたことで、從來屬邦を保護するの慣例であつて、且つ専ら内地の亂民を討伐する爲めであるが、貴國は公使館、領事館及び商民を御保護なさる爲であるから、多數の兵を御派遣になる必要はなからう。又内地へ浸入して驚疑を起さないやうに願ひたい。或は彼我兩國兵の衝突を起すやうなことはなからうかと懸念する」との、暴慢なる書狀を送つた。我が政府は、「我が國の出兵又行動に對しては、他國の掣肘は受けない。我が兵は規律が嚴肅だから、心配御無用」といふ返翰をして、直ちに行動に移つた。

而して、我が國が清國の派兵の通知に接したるは、六月七日であつて、之に應じて我が派兵を通知したるは又同月同日である。清兵が步騎砲兵千八百人、牙山に上陸したのは六月八日の朝であつて、我が陸戰隊四百二十名が、仁川に上陸したのは六月九日。其の陸戰隊が大鳥公使を護衛して、

京城に入つたのが十日、第一次の出兵たる大島混成旅團の一部隊一千餘人が京城に入つたのは十二日である。之を以て見るに我が派兵が清國よりも遅れたるは僅かに三日である。而して早くも陸軍が京城の要地を占め、海軍が仁川に據て、機敏果決の運動をなしたることは征清軍第一着の勝算であつた。

清國は最初より開戦の目的ではなかつた。全く日本を威嚇して半島外に日本の勢力を驅逐しようとして居たものらしく思はれる。清國公使は當時日本が政府と議會と衝突し、二回までも衆議院を解散したのを見てゐたから、到底日本に出兵の餘程なしと報告した爲。清朝の官吏は之を信用したものである。然しながら兄弟藩に聞ぐとも、外は其の侮を禦ぐとは、日本人の國性である。隱忍二十年。清國の暴慢は懲らさざるべからずと、奮て立てるは我が國情である。彼は之を知らなんだのである。

我が出兵の目的は、表面公使館、領事館及び商民の保護を以て名義と爲すと雖、其の眞意は朝鮮の秕政を根本的に改革して、東洋の平和を永遠に

我が出兵の眞意

維持せんとするのである。爾來、朝鮮政府の優柔不斷なる、或は我により、清により、其の都度、東洋平和の惑亂さるゝこと幾年なるを知らず。朝鮮を根本的に獨立發達せしむることは、一つは友誼上、又一つは自衛上、是非ともせざるべからざる我の責任である。されば我が政府は、日清協力して朝鮮の内亂を鎮定し、内政を改革せんことを清國に勧めたが、清國は拒みて我が勸告に應ぜざるのみならず、頗る不遜暴慢の言を以てしてゐる。彼は我が朝鮮の内政の改革について日清協力せんとの箇條に對しても、「朝鮮の事は朝鮮自ら改革を行ふべきものである。清國と雖、内政には干與せないのである。日本は最初から、朝鮮の自立を認め居るが故に尙更其の内政に干與する權利は無からう。」などと、どこ迄も朝鮮を屬邦視し、益々暴慢なる言をなした。是に我が政府は、獨力を以て朝鮮を改革せんとして、大島公使をして之に當らしめた。公使は王室と反覆辯論、遂に朝鮮をして

原因一括

崇清熱を拂ひ、大に國政を改革し、屬邦保護の名を以て派遣せられたる清兵を逐ひ拂ふべき委託を得た次第である。

四

今日清の戦争の原因を一括して見れば左の如くなる。

一 朝鮮暴慢、我が修好の意を解せず、征韓論起る。(明治六年)

二 江華島事件、其の結果、朝鮮と修好條約を定む。こゝに我が國は朝鮮の自主國たることを認む。(明治九年)

遠因

三 明治十五年の變、其の結果、我が國並に清國は朝鮮に成兵を駐屯せしむることとなる。

四 明治十七年の變、事大兩黨の争は、日清兩兵の衝突となる。

五 天津條約、其の結果成兵を置かず、出兵の時には互に行文知照することとなる。

一 東學黨蜂起の爲、韓廷は清兵に其の鎮撫を依頼す。

宣戰の詔勅

四

大元帥陛下には八月一日を以て宣戰の詔勅を發せらる。天佑ヲ保全シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。

我は之を獨立視する所より起つたものである。

近因  
三 我國の出兵に對し、清國より其の制限を申し來る。我之を拒絶す。  
四 我國より協力して韓國を改革せんとすの申込に對し、清國は之を受けず、剩へ暴慢の辭を以てす。

五 我國遂に獨力にて韓國を改革せんと欲し、着々其の歩を進め、遂に屬邦保護の名を以て派遣せられたる清兵を追ひ拂ふべき委託を得。之を要するに、日清戦争の原因は朝鮮問題であつて、清は朝鮮を屬邦視し、我は之を獨立視する所より起つたものである。

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕カ百僚有司ハ宜シク朕ノ意ヲ體シ、陸上海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ、以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努カスヘシ。苟モ國際ニ戻ラサル限り、各々權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ、必ス遺漏ナカラムヲ期セヨ。

惟フニ朕カ即位以來、茲ニ二十有餘年、文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ、事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ、有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ、幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ。何ソ料ラム、清國ノ朝鮮事件ニ於ケル、我ニ對シテ着々鄰交ニ戻リ、信義ヲ失スルノ舉ニ出テムトハ、

朝鮮ハ帝國カ其始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ、而シテ清國ハ、毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ、陰ニ陽ニ、其内政ニ干涉シ、其内亂アルニ於テ、口ヲ屬邦ノ拯難ニ藉キ、兵ヲ朝鮮ニ出シタ

リ、朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ、兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ、更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ、治安ヲ將來ニ保タシメ、以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ、先ツ清國ニ告クルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ、清國ハ醜テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ。帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其稅政ヲ釐革シ、内ハ治安ノ基ヲ堅クシ、外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムヲ以テシタルニ、朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ、清國ハ始終陰ニ居テ百方其目的ヲ妨碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ、時機ヲ緩ニシ、以テ其水陸ノ兵備ヲ整ヘ、一旦成ルヲ告クルヤ、直ニ其力ヲ以テ其欲望ヲ達セムトシ、更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ、我艦ヲ韓海ニ要撃シ、殆ト亡狀ヲ極メタリ。則チ清國ノ計圖タル、明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ、帝國カ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ、之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙昧ニ付シ、以テ帝國ノ權利利益

ヲ損傷シ、以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス。熟々其爲ス所ニ就テ深く其謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ、實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ其非望ヲ遂ケントスルモノト謂ハサルヘカラス。事既ニ茲ニ至ル。朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖モ、亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ。汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス。

明治二十七年八月一日

## 各地戦争の取扱

## 五

此の戦役の如く、長日月に互る戦争は、其一々を明瞭に説話して行くことは到底時間の許さないことであるから、教科書本文にあらはれたる重なる戦争のみを教師用書を参考して其の大體を説話するがよい。而して地圖と年月表とを用意して行くことを忘れてはならぬ。

## 日韓攻守同盟

## 六

文祿征明の役、第一着の失計は朝鮮を敵として、以て明と戦つたのである。爲に全力を明兵掃蕩に盡すことが出来なかつた。然るに此の征清の役は、日韓の攻守同盟なり、日本は主として攻戦にあたり、朝鮮は日兵の進退、其糧食準備の爲に及ぶ丈の便宜を與へることになつたことは、一言附加しておく必要がある。

## 國民の一致

## 七

更に吾人の忘るべからざることとは、我國人心の統一である。我が日本は開戦前より、國民敵愾の精神、嚮勃として全國に滿ち、四千萬人唯一心となる。下は車夫馬丁賤婢奴僕より、上は王侯將相に至るまで、滿腔の赤誠を以て、私財を獻じ、軍隊に同情を寄せ、畏くも皇后陛下が傷病兵士を慰問あらせられ、貴婦人は看護婦となつて其の事務につとめる。從來政府と反目したりし國會議員も、十月臨時議會が廣島に開催せられ、一億五千萬圓の軍費の議せらるゝや、滿場立所に可決す。この億兆心を一にしたる精神

下關條約

八

は、忠勇なる陸海軍人と相俟て、連戦連勝の結果をもたらしたものである。清國は連戦連敗の爲士氣沮喪し、彼は和を請ふの餘儀なきに至つた。而も、國際自ら禮あり、講和使たるもの須らく相當の禮儀がなくてはならぬ。十一月末に着したる獨人デットリング、竝に二十八年一月末來着したる張蔭桓及び邵友濂の徒の如きは、皆其の資格なきを以て拒絶せられた。遂に李鴻章は三月十九日隨員從僕百二十五名と共に下關に來着した。是れ田庄臺占領後十日の事である。彼は清國に於て第一の政治家であつて、百練千磨の外交手腕に於ては、夙に世界に認められた人傑である。李鴻章遭難の爲、地を限りて二十一日間の無條件休戦を許し給ひしことなど、一言附加して、無智無謀偏狹なる愛國心を戒めおくがよからうと思ふ。

下關條約の要領は教科書にある四ヶ條にてよいと思ふ。

三國干涉

九

(一) 朝鮮の獨立を確認す。  
 (二) 遼東半島及び臺灣澎湖島を日本に割讓す。  
 (三) 貿易港を開くこと。(沙市、重慶、蘇州、杭州)  
 (四) 償金二億兩を出すこと。(我三億五千萬圓に當る)  
 右四月十七日締結、而して批准交換は五月八日芝罘に於て行はれた。下關條約の締結なりて、國民戰勝の誇に酔ふこと數日、四月二十三日突如として、露獨佛三國の聯合干涉は起つた。我が征清の目的は東洋平和の爲であつた。三國は口を之に籍りて、各私慾を逞くせんとし、我に遼東還附を勸告した。當時、我が帝國の武力は悉く外にある、而して我は疲れたり。征清軍士が血河屍山の苦みに獲得したる遼東半島は、唯々彼等の一言のもとに返さねばならぬだらうか。

願フニ、朕カ恒に平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ

至リシモノ、洵ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメントスルノ目的ニ外ナラス。而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切憇スル所、其意亦茲ニ存ス。朕平和ノ爲メニ計ル、素ヨリ之ヲ容ル、ニ吝ナラサルヘキノミナラス、更ニ事端ヲ滋シ、時局ヲ艱シ、時平ノ回復ヲ遲滯セシメ、以テ民生ノ疾苦ヲ醸シ、國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕ノ意ニ非ス。

右は遼東還附の時に於ける詔勅の一節である。明治大帝の御心を推し量り奉りて涙の出でぬ者はないであらう。凡そ事の成るは成るの時に成るに非ずして必ず由て來る所があらねばならぬ。當局の大臣、餘りに不覺ではなからうか、而して又其の還附に當つても、他日他國に侵略せしめざる確然たる條約は結ばれなかつたのであらうか、僅々三千萬兩の金により永久に之を清國に還附することになつた。

牧野氏の最近外交事情に云ふ。下ノ關談判進行の當時、北京に於ては、李鴻章の顧問たるテ

ツトリングは伯林に歸れる前獨逸大使ブランド等と相提携して日本の媾和條件を妨害せむことを計り、要求條件が北京よりして聖彼得堡に達するや、露國政府は遼東半島割讓の要求を以て自國の滿洲に於ける野心を障害するものなりとし、遼東半島にして一度日本の領土とならんか、滿洲沿岸に於ける海洋の通路は永久に閉塞せられて、不凍港を得んと欲する露國の希望は水泡に歸す可きを以て、極力是に妨害を加ふるに決し、自國の極東艦隊のみにては日本に匹敵するを得ざるにより、當時同盟の機運に向へる佛國を説きて、同國の艦隊と聯合して日本に向つて壓迫を加へむことを計り、而して佛國政府も亦露國政府の歡心を求めんが爲に喜んで是に應じたり。獨逸は露國の計畫を見て、一時は夫に躊躇せしが、遂に意を決して干渉に加入し、露佛の親交を裂かんことを計り、露西亞に代りて、支那政府と交渉するの勢を探り、テツトリング、グラント等を使曠し、北京政府を操縦せしめたり。云々

明治廿七年四月 東學黨の亂起る。

六月七日 清國、朝鮮に出兵のこと通知し來る。

同日 我國又、清國に朝鮮派兵の事を通知す。

同日 清兵牙山に上陸す。

同日 我が陸戰隊、仁川に上陸す。

同日 大島公使、京城に入る。

六月十二日 大島旅團の一部京城に入る。  
 七月廿三日 朝鮮、大島公使の言を聴く。  
 同 廿四日 朝鮮國王、新政の詔を發す。  
 同 廿五日 豊島沖の海戦。  
 同 廿八日 成歡の戦。  
 八月一日 宣戰の詔勅下る。  
 同 廿六日 日韓攻守同盟なる。  
 九月十五日 大本營を廣島に進めらる。  
 同 同日 我が軍平壤を陥る。  
 同 十七日 黄海の戦。  
 十月十五日 臨時議會を廣島に召集せらる。  
 十一月廿一日 我が軍旅順を陥る。  
 同 同日 講和委員張蔭桓等來る。  
 廿八年二月廿日 丁汝昌自殺し、翌日北洋海軍降る。  
 二月十一日 我が軍田庄臺を取る。  
 三月九日 李鴻章媾和全權委員として來る。  
 同 十九日

一 臺灣征討の事は教師用書に委しければ略す。北白川宮殿下の御生涯と、  
 日本武尊の御生涯とは古今對照して説くがよい。  
 二 立憲制度の確立、朝鮮問題の解決、並に條約改正とは、明治初年以來我が  
 朝野の懸案であつた。立憲制度の確立は憲法發布、議會開會其他民法商  
 法等の制定によつて、我が文治の績を示した。朝鮮問題の解決は日清戦争



の武功に於て一先づ落着した。而して條約改正は對歐對米の問題である。歐米の諸國は此の文治の績と、武功の跡とを見て、對等の條約を承諾することになつたのである。勿論當路の大臣、公使の手腕成績は認むる所ではあるが、大體に於て國力の結果であると思ふ。條約改正の内容に關しては、兒童に文字其のもの、解釋が既に不明なることであるから、教師用書の説話要項にある治外法權のことのみを話して、關稅の制限のことは割愛したらばよからうと思ふ。

挿畫の説明

一三 挿畫は平壤の戰に於て、野津軍が平壤の西南より盛に攻撃を加へたるに際し、白馬隊、二百六十騎が突進し來れる様である。我が兵は一齊射撃によりて悉く之を塵殺したのであるが、敵ながらも勇は勇である。

戰勝の理由

一四 今、川崎紫山氏の日清戰史によりて、戰前に於ける彼我の軍備を調ぶるに、我が陸軍は一近衛と六師團であつて、常備軍凡そ九萬、後備軍凡そ六萬、

(原員の四分の一以上減損するものと看做して之を除く) 國民軍凡そ六萬(原員の半數以上減損するものとして之を除き) 合計二十一萬となる。清國には二十二省にて九十五萬の人員があつた。而して海軍にては我は艦數二十八隻、噸數五萬八千、外に水雷艇三十七隻を有してゐた。清國は艦數五十二隻、噸數七萬三千、水雷艇十八隻を有してゐたのである。兵船の多少と強弱とは強ちに正比例すべきものではないが、大體國力調査の時には之に由るのである。而して我が國の遂に連戰連勝の大名譽を博したるものは、明治天皇の稜威の宏大無邊なるに由ることは勿論なるが、其の項目として數ふべきは、將士の忠勇と國民の一致團結及び新式の戰術であらうと思ふ。清國の敗因は、此の何れの項に對しても、我が國に劣つたものであるといふことを憚らない。

## 第十六 明治三十七八年戰役

要旨

本課を授くるに當りては、先づ明治三十七八年戰役後に於ける東洋の形勢の概略を説きて露國の清國に對する行動と、我が國の韓國に於ける關係とを明かにし、更に我が國の東洋の平和を維持し、國家の安全を保障せんとして、一方には英國と同盟して清韓兩國の獨立と保全とを期し、一方には露國と交渉して速に事局を解決せんことに力めしかど、露國に和協の誠意無きを以て遂に已むことを得ず干戈を交ふるに至りしことを知らしめ、連戰連勝國威を世界に發揚したる由來を詳にし、兒童をして感奮興起せしむることを要す。(教師用)

### 教授要項

#### 一、北清事變

明治三十七八年戰役後に於ける清國に對する諸國の要求。

- 北清事變、我が兵の勇武。
- 二、日露の交渉  
露國の滿洲占領、韓國威壓、日英同盟、日露の交渉、國交斷絶。
- 三、日露戰爭  
戰爭の經過、國民の一致。

### 教材及び其の取扱

- 一 歴史は事項相聯關せるもの、原因は結果となり、結果は原因となる。幾多の事情の原因によりて、日清戰爭は生れ、日清戰爭は又原因となりて、各國の清國に對する要求となり、各國の要求は原因となりて、北清事變を生じ、北清事變又因となりて、魯國の横暴となり、日露戰爭を現出す。歴史は此の如くにして變轉するものである。

- 二 人間生れて弱者となる勿れ。國家生存して弱國となる勿れ。支那が列國吞噬の標的となりしものは、日清の役に於て其弱國たることを暴露した爲

結果は即ち  
次の原因

列國の要求

である。遼東還附のこと、本來露、佛、獨三國の公平至誠なる赤心より出でしものではなく、何れも清國に恩を賣りて、私利を獲んとしたものである。教師は東洋の地圖を掲げて、各國が其の利權を得たることを知らしめるがよい。

露西亞

- 1 東清鐵道敷設の權(イルクツクより浦鹽に至る)(二十九年九月)
  - 關東州租借權(二十五ヶ年)
  - 2 東清鐵道支線敷設權(ハルビンより旅順に至る)
  - 沿道に於ける鑛山採掘權(三十一年三月)
  - 安南の北境變更
- 佛蘭西
- 1 安南鐵道の延長(清國內に入る)
  - 廣西、廣東、地方に於ける鑛山採掘權(二十八年六月)
  - 2 廣州灣の租借(九十九年間)(三十二年十一月)

獨逸

- 山東省鐵道敷設權
- 膠州灣の租借權(九十九ヶ年)(三十一年三月)
- 威海衛の租借(二十五年)
- 英吉利
- 九龍半島より廣東に至る鐵道敷設權(三十一年七月)

日本—臺灣對岸福建省の地を他國に割讓租借せしめざること。

(三十一年四月)

夫れ清國は此の如く、北は露に制せられ、南は英と佛とに抑せられ、首府の門戸たる旅順威海衛は魯英の租借する所となつた。保清滅洋の排外旗を翻へすに至るも無理ないことである。

三 義和團の何物なるか又其經過につきては教師用書に委しくある。而して西太后が外人殲滅の密旨を授け、政府又各國政府に對して開戦するの上諭を發したるを以て、清國は列國を對手として戰を挑むことゝなつたが、其

の敵せざるは自明の理で、忽ち大沽、天津、北京は陥りて、獨と我とに謝罪使を發し、償金四億五千萬兩を十一ヶ國に支拂ふこととなりて、三十四年九月に至りて事局は收まつたのである。此の役、我が兵士最も勇敢であつて、戰勝に大功ありしは均しく各國の認むる所であつた、太沽砲臺の占領、天津、北京の攻撃については、我兵の勇敢を語るべき材料が少くないが、次の日露の戰役に於て十分説き得る事であるから割愛しておくがよろう。

### 北清事變經過

明治三十二年十一月 山東省に義和團の亂起る。  
 三十三年五月 亂、直隸に及び、教會堂を毀ち、宣教師を殺し、鐵道を破壊す。  
 六月十日 西太后密旨を下す。  
 六月十二日 清國政府は各國公使に向ひ二十四時間内に北京を退去すべきを命ず。

六月廿日 獨逸公使殺害さる。  
 七月十三日 天津城攻撃、翌日陥る。  
 八月十四日 北京を陥る。  
 十月八日 列國公使會議を開く。  
 十二月廿二日 連名公書を清國全權委員に提出。  
 三十四年九月七日 媾和條約締結。

### 四

日英同盟の理由は外交關係が頗る複雑してゐるから、兒童に了解せしむる材料としては次の如く説くがよからう。

兩國が極東の形勢に對して互に相提携するに至つたのは、二十七八年戰役以後である。初三國干涉の時、獨逸は愈々露佛の連合干涉に加入せんとした時、先づ伊太利をして密かに英國政府の意向を探らしめた、然し乍ら英國は敢て動かさず、却つて伊太利に勸告して獨逸の誘導を謝絶せしめた程である。是れ我が國の大に徳としてゐた所である。英國も亦、日本の實力

を認め、條約改正の如きも、率先して之を締結したものである。爾來、西洋には、明治十五年に、獨・澳・伊の三國同盟あり、明治二十八年(?)には露佛の同盟もあつたが、獨り英のみは、孤立を守つて、名譽の孤立といつてゐたのである。然るに北清事變に於て、我が兵士の勇武にして而も規律あるを見、大に信頼した。而して一面、魯國の飽くことなき侵略的政策は英國が屢東洋に於て迫害を受けてゐること並に、日英兩國の共持する清韓領土保全の趣旨に反すること大なるを以て、此に之が締結を見るに至つた本文ある。此の條約は六ヶ條から成つてゐるが、兒童に對しては、教科書のでにある。

清○韓○兩○國○の○領○土○を○保○全○し、他○の○二○國○以○上○が○聯○合○し○て○東○洋○に○於○て、日○本○又○は○英○吉○利○と○開○戰○す○る○場○合○に○は、兩○國○は○相○共○に○之○に○當○る○べ○き○こ○と○。

此の條項に止むるがよい。此の同盟のなりしことは、我日露交渉の上に

五

幾許の強味を與へたかは今更いふ必要はない。即ち日露戦争に際して、佛國が魯國に加擔し得ざりしものも、又此の同盟の力である。

日露開戦の理由は其外交問題に於て、頗る紛糾してゐるけれども、之を概言すれば、露は清國滿洲を占領せんとし、韓國に對しては第二の清國たらんとしたる爲、我が國が自衛上、友誼上、其の私慾を逞しくせざらしめたる爲に起つた戦争であつて、其の責任は勿論露國にあることはいふまでもない。

元來、遼東半島は嘗て、征清軍士が、血の河を流し、屍の山を築きて占領したものである。而して魯國を中心としたる三國は、日本の遼東占領が東洋平和に害あることを以て、之が還附を我に勸告したのである。我が國民が悲憤慷慨涙を飲み、明治聖帝が大局の上より之を覽はせられて許可せられしもの、吾人何ぞ忘れんとして忘るゝことが出来ようぞ。而して魯國

は三十五年四月の約たる撤兵を實行せず、更に滿洲に大兵を送り、永久的軍事上の計畫をなすに於ては、之事實的占領であつて、我が國並に其の他の列國が標榜せる清國領土の保全を害し、東洋平和の確立せざることを云ふ迄もない。更に韓國に迄其の私慾を伸べんとするに於ては、之れ我國が自衛上立たざるべからざる所以である。

右の大意に付、教師の解釋し置くべきは、

(一)魯國が滿洲に出兵したるは、北清事變の際、清國兵が露領**ブラゴチエンスク**を砲撃せるに會し、以て機を得たりとなし、滿洲占領の計畫を立て、名を東清鐵道の防衛に藉り、大兵を送つて滿洲の要地を占領したのが初めである。而して列國が其の舉動を疑ふに及び、三十三年八月、滿洲の秩序確立せば速に撤兵すべきことを宣言した。

(二)併し乍ら、魯の撤兵は其の本意ではない。清國を籠絡し、威喝して露清

露の出兵

撤兵宣言は  
本意に非ず

滿洲撤兵條  
約

密約を結ばんとせしも、日・英・米等の反對あり、清國に勸告して、條約を結ばしめなかつた。

(三)三十五年一月に至つて、清帝、北京に還幸し、秩序恢復したれども尙撤兵を實行せなかつた。而して、一方には日英米三國の抗議によりて、魯清密約を實行する事能はず、更に此年此月に至つて、恐るべき日英同盟の成立を見るに及び止むを得ず、三十五年四月、清國と滿洲撤兵條約を結んだ、其の撤兵條約は、

一 本協約調印後、六箇月間に盛京省西南部遼河に至る地方の軍隊を撤退し、鐵道を清國に還附す。(明治三十五年十月迄に)

二 次の六箇月間には其の盛京省の殘部及び吉林省に在る者を撤退すること。(三十六年四月迄)

三 次の六箇月間には黑龍江省にある者を撤退すること。(三十六年

## 撤兵不實行

## 十月迄に)

(四)此の撤兵の條約はなつた。而して、此年の十月になつて、第一回の撤兵は履行したが、三十六年の四月の第二回撤兵に對しては之を守らず、唯其の一部兵員の移動を行つたのみで、更に清國に迫るに過重なる撤兵の附帶條件を以てした。而して速に兵を南滿洲に送り、又力を旅順口の防備につとめたのである。

此に日露の戦役に直接關係ある日露交渉は三十六年の七月より開始せられた。其の交渉の顛末は教師用書にあれば略す。

(五)是より以前、魯國は韓國に對して干涉し、日本が幾多の犠牲を拂ひて其の獨立と其の内政の改革とを企圖したりしを思はず、連りに懷柔策を施し、閔氏の一黨を籠絡して、陰に陽に我が政策を妨げしめ、或は日本黨の大臣を免じ、日本士官の訓練を受けたる訓練隊を解散せしめ、

## 宣戰の詔勅

## 六

更に二十八年十月王妃殺害事件の起るや、皇帝が露國公使館に足を止めらるゝに及び、益々勢力を逞くして、二十九年五月の日露協商を無視して、横暴を極め、魯黨内閣を使嗾して、日本人の顧問を解備し、強迫的に魯の軍人を備はしめて、日本式の軍制を魯國式にかへるなどの事があつた。其後一時列國の反對を受け、鮮人も喜ばざる等の事から手をひいて居たが、三十六年四月(第二期撤兵の時期)には突然、露國森林會社をして、龍巖浦租借の約を結ばしめんとし、韓國の許可を待たずして、市街の設計、棧橋の建築等に着手し、名もニコラス浦と改むるなど、横暴も亦甚しきことをしたのである。

明治三十七年二月十日、宣戰の大詔は煥發せられた。

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本皇帝ハ、忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス。朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス。朕ガ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極

メテ露國ト交戦ノ事ニ從フベク、朕ガ百僚有司ハ宜ク各々其ノ職務ニ率ヒ、其權能ニ應ジテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スベシ。凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ違算ナカラム事ヲ期セヨ。

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ、列國ト交誼ヲ篤クシテ、以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ、各國ノ權利利益ヲ損傷セズシテ、永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スベキ事態ヲ確立スルハ、朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ、且暮敢ヘテ違ハザラムコトヲ期ス。朕ガ有司モ亦能ク朕ガ意ヲ體シテ事ニ從ヒ、列國トノ關係年ヲ逐ウテ益々親厚ニ趣クヲ見ル。今不幸ニシテ露國ト齟齬ヲ開ク、豈朕ガ志ナラムヤ。

帝國ノ重キヲ韓國ノ保全ニ置クヤ、一日ノ故ニ非ズ。是兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラズ、韓國存亡ハ實ニ帝國ノ安危ニ繫ル所タレバナリ。然ルニ露國ハ清國トノ明約及ビ列國ニ對スル累次ノ宣言ニ係ラズ、依然

滿洲ニ占據シ、益々其地歩ヲ鞏固ニシ、終ニ之ヲ併呑セムトス。若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セムカ、韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク、極東ノ平和又素ヨリ望ムベカラズ、故ニ朕ハ此機ニ際シ、切ニ妥協ニ依ツテ事局ヲ解決シ、以テ平和ヲ恆久ニ維持セムコトヲ期シ、有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ互リテ、屢次折衝ヲ重ネシメタルモ、露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ迎ヘズ、曠日彌久、徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ、陽ニ平和ヲ唱導シ、陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ、以テ我ヲ屈從セシメムトス。凡ソ露國ガ初メヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ。露國既ニ帝國ノ提議ヲ容レズ、韓國ノ安全ハ方ニ危篤ニ頻シ、帝國ノ福利ト將ニ侵迫セラレムトス。事既ニ茲ニ至ル、帝國ガ平和ノ交渉ニ因リ求メムトシタル將來ノ保證ハ、今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ。朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ、以



テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス。

(參考)露帝の宣戰布告

朕が忠實ナル臣民ニ左ノ事ヲ宣ス。朕が旨トスル平和ヲ維持スルノ目的ヲ以テ、朕ハ東洋ニ於ケル靜謐ヲ鞏固ナラシムルニ全力ヲ盡シタリ。此平和ノ目的ヲ以テ、朕ハ韓國ノ事體ニ關シ、兩帝國ノ間ニ現在スル協約ヲ改訂セムトノ日本政府ノ提議ニ對シ同意ヲ與ヘタリ。然ルニ該問題ニ付キ開カレタル商議ハ未ダ終了セザルニ、日本ハ朕ガ政府ノ最近ニ於テ爲シタル提議ニ接スルヲ待タズシテ、露國トノ商議及ビ外交關係ノ斷絶ヲ知照シ來レリ。此外交關係ノ斷絶ハ、即チ軍事行動ノ開始ヲ意味ストノ豫告ヲ與フルコトナクシテ、日本政府ハ其水雷艇ヲシテ旅順口砲壘ノ外側ニ在リタル朕ノ艦隊ヲ突然襲撃セシメタリ。朕ガ太守ヨリ此報告ニ接セルヤ、朕ハ直ニ戈歲ヲ以テ日本ノ挑戰ニ應ズベキヲ命ジタリ。朕ハ此決意ヲ爲ニ當リ、深ク上帝ノ救護ヲ祈リ、朕ノ臣民ガ其祖國ヲ防護スル爲、皆齊シク趨テ朕ノ命ニ赴クヲ疑ハズ、朕ハ偏ニ朕ノ名譽アル陸海軍ニ上帝ノ加護ヲ祈ル。

七

戰爭の實際並に其經過は教師用書に委しければ之に譲つてこゝにはかゝぬ。其の取扱ひは、明治二十七七八年戰役と同じく、經過表と地圖とにより、

戰爭の取扱

戰爭重要日誌

八

其の大要を話して行くがよからうと思ふ。

- 明治二十八年 四月廿三日 三國干渉。
- 六月 佛國、南清に利權を得。
- 二十九年 五月 日露第一協商。
- 九 月 魯國清國より鐵道敷設の權を得。
- 三十年 十月十二日 朝鮮國號を韓と改む。
- 三十一年 三月六日 獨逸膠州灣を租借す。
- 廿七日 魯國、關東州を租借す。
- 四月 廿四日 我が國、福建省に利權を得。
- 同 月 日露第二協商なる。(朝鮮に於て日露は、同様の權)
- 七月 一日 英國、威海衛を租借す。
- 三十二年 十一月十六日 佛國、廣州灣を租借す。
- 同 月 義和團の亂起る。
- 三十三年 八月十五日 聯合軍北京の重圍を脱く。
- 三十四年 九月七日 北清事變の講和條約締結。
- 三十五年 一月卅日 日英同盟成る。

- 三十五年 四月 露國撤兵條約成る。
- 三十六年 六月廿日 對露方針決定す。
- 七月廿八日 日露交渉開始。
- 三十七年 二月六日 國交斷絶。
- 八日 陸兵仁川上陸。
- 九日 旅順口及び仁川の戦。
- 十日 宣戰詔勅發布。
- 廿三日 日韓議定書成る。
- 廿四日 第一回旅順口閉塞。
- 三月廿六日 夜第二回閉塞。
- 四月十三日 敵旗艦沈没マカロフ戦死。
- 五月二日 夜第三回閉塞。
- 五月廿六日 我軍南山を占領す。
- 六月十五日 得利寺の戦。
- 六月二十日 大山元帥滿洲軍總司令官に任ぜらる。
- 八月十日 黄海の戦。

九 大山總司令官、兒玉總參謀長等が入城の光景、支那の民屋より、日章旗

尋常小學日本歴史卷二

三一九

- 三十七年 八月十四日 蔚山沖の海戦。
- 十六日 乃木大將、ステツセルに降服をすしむ。
- 九月四日 我が軍遼陽を占領す。
- 十月十日 沙河の會戦。(十四日に至る)
- 十二月六日 二〇三高地を占領す。
- 三十八年 一月一日 旅順開城。
- 廿八日 我軍、黑溝臺に戦を破る。
- 三月十日 奉天占領。
- 十五日 我總司令官入城。(兒童用挿畫)
- 五月廿七日 日本海大海戦敵艦全滅。
- 七月八日 我軍樺太大泊を占領す。
- 八月九日 ポーツマス第一回會議。
- 九月五日 條約調印。
- 十月十四日 批准交換。

を出して相共に喜ぶ様を表してゐる。

日本海々戦は敵艦爆沈の所であらう。

夫れ、國土は世界第二の大國であり、人口亦之に應じて、我の幾倍なるを知らず。軍備に於ても、其の總兵力は五百萬、軍艦總噸數八十餘萬噸、と稱せられた。之を戦前當時の我が國力に比するに、此の戦役に參與せし交戦員非交戦員を合すも約百萬、軍艦約三十萬噸であつた。素より彼國が東亞に派遣したるものは右の内の百萬内外で、軍艦又太平洋艦隊の十九萬噸と、後に來りし三十八隻の波羅的艦隊ではあるが、其の國力は非常の相違であると思はねばならない。而して、此の世界未曾有の大勝を得たるもの、抑何に由るであらうか、素より細々の戦争については、或は地の利を得しこともあらう。戦術、戰略の巧妙なるに由ることもあらう。或は又武器の精粗に由ることもあらう。之を概括して論ずるならば、吾人は、天佑

を保全し給へる明治天皇の威大なる御稜威と、我が征露軍士の忠君愛國の精神と、國民の一致結合せる報國の至誠との賜であると思はねばならぬ。

明治天皇が宣戦の詔勅を煥發したまひしより、爾後全軍の統督、帷幄の親裁に宵旰の勞に厭はせ給はず、又深く出征軍人以下軍務に鞅掌する者の忠勞を宸念あらせ給ひ、玄冬に御座所の暖爐を廢し、節抑之れつとめさせ給うた。

子等は皆いくさの庭にいでたちつ、翁やひとり山田守るらん。

其の他侍従武官の御差遣、金品の下賜等、御聖徳は枚擧に遑がない。天皇は又山縣參謀總長が、戦況を奏上する毎に、必ず死傷の數を御下問あらせられ、而して、其の多きを聞召さるゝや、龍顏威々たるものがあつたといふことである。皇后陛下、又坤徳高く、慈惠、救濟、後援等のことに勤まれ給ひしこと、これ皆人の知る所である。

國民の敵愾心の顯著なるは、在郷軍人及壯丁召集の際に於て之を見るこ  
とが出来た。即ち其の令状を受くるや、踴躍直ちに軍に赴き、人をして其  
の平生用意の深きに感ぜしめないものはない。或は創をつゝみ、病を冒し  
て、奮て之に應ぜんとするものがあり、或は父母妻子の疾病、貧窶の中に  
訣別して、躊躇することなく、又其父母妻子等も従軍者を出すを以て家門  
の一大光榮と爲し、敢へて恩愛の至情に戀々たるものなく、皆義勇奉公の  
道を奨励した。或は海外移住民の如き開戦の報に接し、直に歸朝して従軍  
を希望せるものがあり、或は失踪兵員の如き改悛して自首せるものがある。  
志願兵の増加亦殊に著しく、一家三兄戦死して後其季弟更に服役を志願す  
るものがあつた。

其の他一車夫であつて、應募者を無料乗車せしめたるこそ前後約百數十  
回の多き上つたものもある。又出征軍人に對しては、送迎、慰問、傷病軍人

に對する慰問等、缺くる所なく、戦死者に對しては、其の忠勇の表彰等、  
あらん限りの誠をつくした。其の他獻金、節約等あらゆる美談は數ふるに  
遑がない。又赤十字社、愛國婦人會の如き、幾多の後援事業は盛に發展し、  
五百餘の新聞紙、一千餘の雜誌未だ曾て一紙の非戦論を掲ぐるものは無か  
つた。而して最も公式に舉國一致の精神を表明したるものは、二回の帝國  
議會である。即ち三十七年三月二十日に開ける第二十回臨時議會と、同年  
十二月一日に開ける第二十一議會とは、各満場一致を以て、前後合計十億  
八千萬圓の臨時軍事費豫算案を可決したことである。(參謀本部編、日露戦史)  
(參考)

本戦役に於て帝國の費消若しくは亡失せし主要なるもの概ね左の如し。

一人員 約十二萬人

死亡及服役免除者 約十一萬八千人

俘虜となりしもの 約二千人

- 二馬 三萬八千三百五十頭
  - 三船艦 九十一隻
  - 軍艦十二隻、水雷艇假裝砲艦及閉塞船二十五隻
  - 運送船及雜役船、五十四隻
  - 四臨時軍事費 約十五億二千三百二十萬四千二百九圓
  - 陸軍、約十二億八千三百二十八萬一千九百三十三圓
  - 海軍、約二億三千九百九十三萬二千二百七十六圓
- 露國の費消亡失は詳ならざるも、人員約十一萬五千人、軍事費、二十一億八千萬圓を下らず、我が國に收容せる俘虜並に兵器船艦は左の如くである。
- 一俘虜 七萬九千四百五十四人
  - 內將校二千二百三十六人
  - 二國獲馬 三千九百八十三頭
  - 三軍旗 三旒
  - 四火炮 九百五十七門
  - 五小銃機關銃及拳銃 十四萬九百四挺
  - 六擊沈又は鹵獲せる艦船 九十八隻

內軍艦 六十二隻

(參謀本部編 日露戰史 拔萃)

### 第十七 平和條約と韓國併合

本課にては平和條約の締結と戦後の經營との大要を説き、我が國を中心とせる東洋の形勢を明かにして韓國と我が國との關係を詳にし、遂に之を併合するに至りし所以を理解せしむるを要す。(教師用)

#### 教授要項

- 一、平和條約の締結
  - 露國の講和を欲するに至りし理由、米國大統領の講和勸告、ポーツマス會議
- 二、新領土の經營
- 三、韓國の保護と清國領土の保全
  - 韓國の保護、清國領土の保全
- 四、日英同盟の擴張と日佛日露の協約

五、韓國の併合

教材及び其の取扱

一 奉天の戦は露國に大打撃を與へたることはいふ迄もない。されば魯國は一面全力を盡して、軍兵の補充輸送を努めしも、國內は益々不評判となり、何時内亂の起るやも計られざる形勢となつた。而も波羅的艦隊の東航に一縷の望をつなぎて、友邦の仲介に耳を傾けなかつたのである。然るに、五月廿七日の日本海の大戦は、波羅的艦隊の全滅といふ悲報に接した。ここに六月二日、合衆國大統領よりの勸告により、六日、御前會議を開きて講和説成立し、同月九日、合衆國は、東京及び露京の駐在公使に訓電して、日本及び露國政府に對し左の通牒を發したのである。

本使は國務長官の訓電に従ひ、閣下に對し左の通牒を爲す光榮を有す。

大統領の所感を以てすれば、今や人類一般の利益の爲、目下の慘憺たる且痛嘆すべき戦争を終局せしむること能はざるかを見んが爲め、大統領に於て盡力せざるべからざる時機に至れり。

露國和を欲す

大統領の勸告

合衆國が日露兩國と好友親善の關係を保つや久し。合衆國は此兩國の繁榮福祉を祈ると共に、此二大國民間の戦争に因り世界の進歩を阻礙せらるゝを感ず。故に大統領は日露兩國政府に於て兩國自己の爲のみならず、文明世界全體の利益の爲相互間に直接の講和談判を開始せんことを切望す。右講和談判は全然兩交戰國間に於て直接に之を行ふべく、換言すれば即ち日露兩國の全權委員は、何等仲介者を設けずして會見し、以て此等兩國の代表者に於て講和談判を協定する能はざるかを見るに至らむと、是大統領の勸告する所なり。大統領は熱心に日本政府に請ふに、同政府が此際如上の會合に同意せんことを以てし、又露國政府にも均しく同意を求めつゝあり。大統領は講和談判其のものに對しては何等の仲介者を要するを見ずと雖、若し兩關係國にして會合の時日及場所に關し、豫議を整ふるに付大統領の力を假ること利ありとするに於ては、大統領は正當に爲し得る限り、何事にても欣然其任に當らんとす。然れども右の豫議とても、若し兩國間直接に又は其他の方法を以て之を整ふことを得ば、是れ大統領に於て固より選ぶ所なり。何となれば大統領の目的とする所は、唯文明全世界が由て以て平和を來さんことを禱るべき會合の成立に外ならざればなり。

右に對し、小村外相は六月十一日を以て、好意を感謝し、其勸告を容るべき復命書を送り、小村外相と、駐米高平公使とは全權委員となり、露國

は前藏相ウキツテ及び駐米公使ローゼンとを全權委員に任じ兩國全權は米國大統領の提言により合衆國のポーツマスにて會議を開くことになつたのである。(牧野氏最近外交事情参照)

講話談判の顛末竝に其の條約につきては、教師用書に委しくあるから之を略する。當時軍費支辨のこと、樺太讓與の問題につきては、彼我の全權委員が互に舌端を戦はした所であつた。斯の如くにして、平和成立の報世に傳はるや、歐米各邦に於ては該講和條件を以て、最も妥當なるものと評論し、日露兩國全權の措置を稱賛せるに拘はらず、我が國にては該條約は國民の意を満たす能はずして、之が爲に小村全權は一時衆怨惡罵の的となつた。余輩當時二十歳前後のことであつて、此の條約に對して非常に不滿を感じた一人であつたが、當時の形勢は日露兩國の見所は著しく異りたるを以て、償金問題については何人が使用するも、到底其の要求の成立を

見ることは出来なうであらうとは一般識者の意見である。

兎に角、宣戰詔勅に發せられたる韓國に於ける我が國の優越なる權利と清國の領土保全とは、東洋平和の大目的であるから、此の戦役によりて、我が素志を達し得たることを知らしむるがよいと思ふ。

二 樺太の經營につきては、樺太に政廳を置き、着々其開拓に従事し、今日にては内地人約七萬も移住し、水産と林産と石炭とは將來益有望なる産物となつてゐることを語ればよからう。

關東州については都督府を設けて、其の政務を統べしめ、又旅順は海軍の要港となつてゐること及び、南滿洲鐵道會社をして鐵道、海運、築港、撫順炭坑の採掘、電氣鐵道、水道、教育、衛生等の諸種の設備經營をなさしめてゐることを語つたらよからうと思ふ。

三 日本の韓國を併合するに至る迄の關係は大體次の順序を知る必要がある

第一 明治三十七年二月二十三日、日韓議定書

此の議定書は日露開戦後一ヶ月を経過したる時、我が皇室より韓國皇帝御慰問の爲、伊藤公を特派大使として派遣せられたる際に締結せられたものである。

第一 日韓兩帝國の間に永久不易の親交を保持し、東洋永遠の平和を確立する爲め、韓國政府は日本政府より施政改善に關し忠告を容るゝ事。

第二 第三國の侵略に依り又は内亂の爲め、韓國皇室の安寧或は領土の保全に危險ある場合は日本政府は臨機必要の措置を採り、韓國政府は之に對して十分の便宜を與ふべき事。

第三 兩國政府は相互の承諾を経ずして、本協約の趣旨に違反すべき條約は第三國と締結せざる事。等のことであつた。これ日清戦役の時にも論じたる如く、戦争の爲めには歩調を合し置くことは大切なことであつた。

其の後第二の日英同盟なり、日露の講和條約締結せられて、韓國に於ける優越なる權利を認められて居るが、未だ韓國とは直接條約は結ばなかつた。

第二 明治三十八年十一月十七日、日韓新協約

此の協約は日露戦役後、我が林駐韓公使と韓國外務大臣朴齊紀との間に締結せられたものである。

第一 外交權の收受。

第二 統監の駐劄。

第三 日韓兩國現行條約及び協定の效力繼續。

第四 韓國皇室の安寧及び尊嚴の保證。

之にて伊藤統監の赴任(三十九年一月)となり、韓國公使の撤廢となり、愈保護の實を確實にした。其の後、統監は公正懷柔の策をとりて韓國の幸福を増進して居たが、頑冥黨の一派は皇帝を中心として陰謀を企て、列國の干涉によつて、日本の保護を免れんとし、四十年六月、海牙の第二回萬國平和會議に密使を送つた。併し乍ら、之は平和會議の受理する所とならず、又統監も之を未發に知つたから、之を機會として皇帝に詰問する所があつた。遂に李完用内閣員は百方皇帝を説いて讓位せしめ、新帝の即位を



見ることゝなつた。こゝに次の條約は出來た。

第三 明治四十年七月二十四日 日韓新協約

- 第一 韓國政府は施政改善に關し統監の指導を受くること。
- 第二 韓國政府の法令の制定及重要なる行政上の處分は豫め統監の承諾を経べきこと。
- 第三 韓國の司法事務は普通行政事務と之を區別すること。
- 第四 韓國高等官吏の任免は統監の同意を以て之を行ふこと。
- 第五 韓國政府は統監の推薦せる日本人を韓國官吏に任命すること。
- 第六 韓國政府は統監の同意なくして外國人を傭聘せざること。

即ち先きに外交權のみを得たりしものが、今回は内政の權利も得たことであつて、保護の事實があがつたのである。

此年八月、我が皇太子殿下（今上）は有栖川宮威仁親王、桂、東郷の二大將等を隨へて御見學の名を以て、韓國に駕を任せ給ひ、韓皇室を御訪問あらせられ、日韓益々親交を加へたから、韓帝も世嗣を伊藤侯に託し

て遊學せしむることゝなつた。かくて、太皇帝は別居せられて政治の干渉ないことになつた。而して伊藤統監之を辭し、曾根副統監之に代り、更に寺内統監の時代となつたが、未だ處々に暴動起り、韓國の福祉を認められない。こゝに東洋の永遠の平和を確保せんが爲に遂に併合を承諾あらせ給うたのである。

第四 明治四十三年八月二十二日、韓國併合

我が天皇帝下竝に韓國皇帝の詔書は敎帥用書にあるから、此に其の條約文を掲げる。

日本國皇帝陛下竝に韓國皇帝陛下ハ、兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ願ヒ相互ノ幸福ヲ増進シ、東洋ノ平和ヲ永久ニ確保センコトヲ欲シ、此目的ヲ達センカ爲ニハ、韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信ス。茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ、日本國皇帝陛下ハ統監ニ子爵寺内正毅ヲ、韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ、各國全權委員ニ任命ス。仍リテ、兩全權委員ハ會同協議ノ上左ノ條約ヲ協定ス。

教案中心歴史教授の實際案

三三四

- 第一條 韓國皇帝陛下ハ、韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ、完全、且、永久ニ日本皇帝陛下ニ讓與ス。
- 第二條 日本國皇帝陛下ハ、前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ、且全然韓國ノ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス。
- 第三條 日本國皇帝陛下ハ、韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下並ニ其后妃及ヒ後裔ヲシテ、各其地位ニ應シ、相當ナル尊稱、威嚴及ヒ名譽ヲ享有セシメ、且之ヲ保持スルニ充分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス。
- 第四條 日本國皇帝陛下ハ前條以外ノ韓國皇族及ヒ其後裔ニ對シ各相當ノ名譽、待遇ヲ享有セシメ、且之ヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供給スルコトヲ約ス。
- 第五條 日本國皇帝陛下ハ勳功アル韓人ニシテ特ニ表彰ヲナスヲ適當ナリト認メタル者ニ對シ、榮爵ヲ授ケ、且恩金ヲ與フヘシ。
- 第六條 日本國政府ハ前記併合ノ結果トシテ、全然韓國ノ施政ヲ擔任シ、同時ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及ヒ財産ニ對シ、充分ナル保護ヲ與ヘ、各個ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ。
- 第七條 日本國政府ハ、新制度ヲ誠意忠實ニ尊重スル韓人ニシテ、相當ノ資格アルモノヲ、事情

ノ許ス限リ、韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スヘシ。

第八條 本條約ハ日本國皇帝陛下ト韓國皇帝陛下ト御裁可ヲ經タルモノニシテ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

是に我が國は明治初年以來懸案なりし韓國問題は解決を告げたものである。兒童に對しては、この經過の大要を語ると共に、この併合が決して篡奪の爲ではなく、自他共に其の必要を認め、双方合意の上よりなれる東洋平和の大解決であつたことに説き及ばさねばならぬ。即ち日本國民としても、又朝鮮國民としても之が最も幸福なる所以であることを覺らしめねばならぬ。而して此の項を教授するに當りては、三韓征伐、天智天皇の三韓放棄事件、秀吉の朝鮮征伐、征韓論等をはじめ、日清、日露の兩役の原因を回想せしむるがよい。更に朝鮮人に對しては等しく我が同胞であるから之を卑しむことなく、進んで提携誘導する考がなくてはならぬことに説き及すべきであると思ふ。

喜田博士は其の著韓國の併合と國史の中に日韓も同一種族であつて宗支の關係なる事を示し而して次の様にいつておられる。

日韓も同一であるとの事は事實であつて、決して一時の方便説ではない。随つて今回の併合は韓國を滅ぼしたものでなくして、其の太古の有様に復歸せしめたものである。朝鮮人は決して亡國の民ではなくして、其の貧弱なる憐むべき境遇より脱し、初めに戻つて天下の大道を闊歩すべき大日本國民となつたのである。それ故に、我に於てはもはや之を區別すべき必要なく彼に於ては亦自ら進んで其の古に復り、全く障壁を撤して我に同化せればならのである。然るに、此の本來の關係に暗い朝鮮人の中には、或は今回の併合を以て其の國を滅されたものと誤解するものも無いでは無からう。是れ一に彼我相關の歴史を解せぬ結果で、其の不明憐むべきものだ。又多數の我が帝國民中には朝鮮人に對するに幾らか自分より低い者に對するが如き態度を以てし、傲然として威張りたがるものが無いでもなからう、是れ亦實に嘆はしい苦しいことであるが、是れ亦畢竟彼等が日韓本來の關係を知らないから起つた事で、其の不明瞭る恐むべきものだ。

参考として考へらるゝがよからうと思ふ。

四

清國の領土保全に關しては教科書本文の記事通であつて、日露共に撤兵

て、其の實全くなつたことを話せばよい。而して此の事たる清國は我の多大なる犠牲を拂つてなしたることを思ふべきであると共に、我は東洋平和の爲に戦つたもので、即ち自衛上、又友誼上の義務を遂行したものであつて、東洋の盟主たる實もこゝにあるのであると思ふ。

五

日英同盟の擴張は、世界に一大權威を加へたるもので、その茲に至りたるは事實のもたらしたる賜であると共に、我外交上更に有利なることは言を俟たない。前陳の韓國問題も之あるが爲に誠に實行が容易であつたらうと思はれる。日佛、日露、日米の條約も何れも親交をかさね、東洋の現狀を維持せんとの規約である。思ふに平和は人類の理想であつて、戦争も亦平和を得ん爲の手段である。古人曰ふ。「戦ふ力あつて始めて和すべし」と、吾人は益々實力を備ふると共に平和の維持につとむべきである。各條約の内容は教師用書にあれば略する。若し明文を見んとせらば國民新聞發行の

教案中心歴史教授の實際案

國民年鑑にも委しくある。

六

- 明治三十八年八月十二日 日英同盟擴張。
- 九月五日 日露平和條約成る。
- 十一月十七日 日韓協約再締結。
- 十二月廿一日 統監府及び理事廳官制公布。
- 三十九年八月一日 關東都督府官制公布。
- 九月廿五日 旅順鎮守府條例公布。
- 四十年六月 韓國皇帝海牙密使派遣。
- 六月十二日 日佛協約成る。
- 七月廿四日 日韓新協約成る。
- 同 卅日 日露協約成る。
- 四十一年十月十三日 戊申詔書下る。
- 十一月三十日 米國と外交文書を交換す。
- 四十三年七月四日 日露協約を結ぶ。
- 九月廿二日 韓國併合。

第十八 明治天皇の崩御と今上天皇の踐祚

本課を授くるには、先づ明治天皇の盛徳大業と今上天皇の聖旨とを説き、更に歴史科教授の終結として國運發展の由來を知らしめ、國民の責務を覺らしむるを要す。(教師用)

教授要項

- 一 明治天皇の崩御
  - 國民の悲嘆、明治天皇の御偉績
- 二 今上天皇の踐祚
  - 改元、踐祚、勅語、即位
- 三 國民の覺悟

教材及び其の取扱

- 一 明治天皇の崩御につきては吾等國民の悲嘆、書くに語なく、語るに辭がた

い、教師は其の當時の各自の所感を兒童に傳へて、涙を分つがよい。  
御聖徳、御偉績につきては汗牛充棟の書がある。光榮ある明治の歴史は悉く明治天皇の御偉績である。中につき特に左の事を兒童の腦裏に印象せしむるがよい。

- 一 王政復古の大偉業
- 内政 二 百般事業の勃興發展
- 三 立憲政體の確立
- 四 日清日露兩役の大捷
- 外交 五 對等條約の締結
- 六 日英同盟並に其他諸國との東洋平和條約の締結
- 七 朝鮮問題の解決

右何れも、不世出の明治天皇の御稜威、御偉績に外ならない。之を面積に

眺めても、日清戦争以前までは約二萬五千方里であつたものが、同役後二萬七千方里となり、日露戦役後は二萬九千方里となり。明治四十三年韓國の併合以來四萬三千方里となり、日清戦役前の約二倍弱になつてゐる。この一事にても明治聖帝の御偉績を察し奉ることが出来る。

二 今上天皇は御父明治天皇の聖徳を受け繼がせ給ひ、踐祚以來、天下萬民の等しく其允文允武の御徳を仰ぎ奉る所である。其の踐祚後朝見の式に於て賜ひたる優渥なる勅語の御趣旨に従ひ、陛下を翼戴し奉らねばならぬ。大正四年十一月十日其の高御座に即かせ給ひし時下し賜ひし勅語は聖旨のある所を思ふて感涙滴々たるものがある。教師は御即位の大禮の大要を語ると共に次の勅語の大意をも話すがよい。

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ語ク  
朕惟フニ皇祖皇宗ヲ肇メ基ヲ建テ列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニヨリテ萬世一系ノ帝

位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八州ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世々相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトクク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ皇國ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ聖德四表ニ光被シ仁澤遐陬ニ霑洽ス

朕今承續ヲ繼キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ祖宗ノ神靈照臨上ニ在リ朕夙夜兢兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

三

國民の覺悟の項につきては教科書以外の最近教材を話したる後、教科書の句をよく味はしむるがよい。而して、「此二年間に於て歴史を授けたる所以のものは、我が光輝ある國史の跡を知らしめ、國家が汝等に期する所大なるものがあるが爲である。將來の國家の隆替は汝等の双肩にかゝつて居るものなることを忘れるな。」といつて結びたいと思ふ。

附 錄 補說すべき最近事情

一、清國の革命の概要

日露戰役は世界に種々の影響を與へ、就中、立憲政治の効果を思ふもの續々として起り、魯西亞は千九百〇五年(明治三十八年)に波斯は千九百〇六年(明治三十九年)に憲法を發布し、清國又千九百〇七年(明治四十年)には光緒四十二年を以て欽定憲法を發布し、議會を召集すべしとの上諭を發した。清國光緒皇帝は西太后專權以來十餘年、殆んど宮中禁錮の状態であつたが、千九百〇八年(明治四十一年)十一月十四日遂に崩御し、翌十五日西太后亦崩御せられた。茲に醇親王の長子溥儀、皇位に即き宣統と改元した。新帝の成年に達するまで醇親王攝政王として監國の任につき、皇太后(光緒帝の皇后)は訓政の權を行ふことになつた。此の時にあたり、清國內には民論大に起り、海外に留學せる學生

は頻りに革新の必要を絶叫し、千九百十年(明治四十三年)には立憲準備の機關たる資政院は滿場一致を以て國會速開を議決した。清廷は大に狼狽して、三年後に於て國會開説を行ふべき上諭を發することゝなつた。

一部人士が此の如く憲政の設立に努力する時に當つて、又一方には現朝を排斥して純然たる民主國體を創立せんとする遜逸仙、黃興一派の運動が廣東を中心として所々に行はるゝに至つた。遂に千九百十一年(明治四十四年)十月に起りし武昌漢口の叛亂は其の革命黨に軍隊の味方したる爲、未曾有の大亂となり、是に清廷は一時黜けたる袁世凱をして此の大局に當らしめたが、民軍の勢頗る猖獗であつた。遂に其の年十二月より翌年一月に跨りて、兩軍は代表者を派して上海に講和を結ぶことゝなつた。此の時、君主、共和兩制の可否は新に選舉すべき國民議會に問ふことに決定したが、此時既に民軍は十二月十六日、南京に於て米國式の新政府を組織し、遜逸仙を大統領に就任せしむる事となつた。

かくて、政府と民軍とは數回の交渉を重ねる中、政府の代表たる袁世凱は時局の大勢が革命派に當るべからざるを見て、遂に民軍と握手するに至り、茲に清帝は退位の止むなきに至り、千九百十三年、(大正元年)二月十二日退位上諭を發布することゝなつた。

朕隆裕皇太后の懿旨を奉ず、曩に民軍事を起し各省響應し國內沸騰生靈塗炭に苦む。特に袁世凱に命じ委員を派して民軍代表と大局を討論し、國會を開き政體を公決せんことを議せしむ。兩月以來尙確たる辦法なし。南北犄角互に相對し、商家業を止め、兵士は野に露營す、徒らに國體一日決せざれば生民一日安からず。今全國人民の心理多く平和に傾き、南部中部の各省既に義を前に唱へ北方の諸省亦後に主張す。人心の嚮ふ所天命知るべし。朕亦何を忍んで一身の利害より億兆人民の希望に逆はん。茲に外大勢を觀、内輿論を審らんにし、特に皇帝統治權を公衆に與へ、全國を定め共和立憲政體と爲し、近く海内の亂を治め、遠く古政に協ふは天下の公議と爲す。袁世凱は曩に資政院の選舉を経て總理大臣と爲せり、方に新陳代謝の際宜しく南北統一を計るべし。即ち袁世凱全權を以て臨時共和政府を組織し、民軍と統一辦法を協商し、凡て人民の安堵海内の泰平を期せよ。即ち滿漢蒙回藏の王族を合し、領土を保全し、一大中華民國となせよ。朕は既に隱退して寛々悠

悠歲月永く國民の優禮を受け、親しく其政の恢興を見る、豈悦ばしからずや。

是に清國は中華民國とかはり、民國は清帝を各國君主を待つ禮を以て待遇することとなり、後袁世凱は選ばれて第一回の大總統となり、黎元洪を徑て、

現在は馮國章が大總統である。(この間には帝政問題のことも起り、清朝復辟事件もあつたが、大抵知悉のこと故略す。)

兒童に對しては革命の由來を話す必要はない。たゞ其の結果を話して現在は清國といはざることを明瞭にしておくべきである。

(牧野義智氏最近外交事情参照)

## 二、歐洲大戰亂原因の概要

西紀千九百十四年(大正三年)六月二十八日、ボスニアの首府サラエヴォに於て、奥匈國皇儲フランツ・フェルヂナンド大公殿下夫妻は十九歳なるセルビアの一青年の爲に狙撃せられた。この一小彈丸の飛沫は世界に廣がつて古今未曾有の大戦亂となつた。

歐洲大戰亂の概要

兇行の動機について、プタベストに取調べたる結果、この青年等の背後にはセルビア國の顯官に幾多の後援關係者あることを發見した。

このセルビア國が奥匈國を惡むことは深い因縁がある。元來セルビア國は自國と共同人種に屬するボスニア、ヘルチエゴヰキナ二州及びモンテネグロ國並にアルバニヤ北部を包含して、アドリア海に臨む大塞爾維帝國建設主義を國是とし、之が背後には魯國の後援があつた。然るに千九百〇八年(明治四十年)に奥匈國がボスニア、ヘルチエゴヰキナ二州を併合した。この併合はセルビアの大セルビア主義の國是を頓挫破壊せしめたものである爲に、塞國は奥匈國に對して非常の怨を抱いた。魯國も亦、ボスニア、ヘルチエゴヰキナ兩州併合の交換條約として、ダーダーネル海峽問題解決の約ありしを出し抜きたる怨みより、干戈を取らんとしたが、獨逸が斷乎として奥匈國を援助すべき態度を示せるを以て、終に其の儘泣寢入となつたとがある。蓋し其の中間に小國は介在すと雖、



要するにバルカン半島に於ける獨の南下政策と魯の西進政策との衝突である。

此に埃洪國よりは塞國に向つて、暗殺事件共謀者たる塞人の逮捕及び處分に關し嚴重に交渉を開始せしも、満足なる解答を得ること能はず、遂に七月二十五日國交斷絶することゝなつた。

此の時に於て露國は若しセルビヤにして埃洪國の蹂躪する所とならんか、爾來露國はバルカンに對し有力なる發言權を得ること能はざるを以て、露政府は一致を以てセルビヤを助ける方針を採り、埃洪國に向つて干渉を試みしも、第三國の干渉を許さずとの許に拒絶さるゝことになつた。こゝに又英國は二國の戰爭が歐洲に大亂を誘起すべきを思ひ、各國に向て、平和解決に努力したるも、ならず。埃洪國は遂に其の背後の同盟の獨を待みて、七月二十八日、塞國に向つて宣戰を布告した。この宣戰布告は露國に於ては喝采を以て迎へられ、露國は二十九日陸海軍の一部に動員令を下し、埃國々境に向はしめた。こゝに獨逸

は露國に向つて何故に動員を執行するやとの質問を發したるも、露國は獨逸の態度曖昧にして、到底交渉の誠意無きを推測したるを以て満足なる回答を與へず、此に獨露の交渉斷絶し、八月一日獨は露に對して戰を宣し。二日、露は又獨に對して宣戰することになつた。佛は露と同盟の國である。露國と全然行動を一にすべき旨を改めて聲明し、獨逸の行動を監視して八月一日一般動員令を布告した。

八月二日、獨は十萬の兵員をルクセンブルグに侵入して永世中立を害し、三日、佛國に對して戰を宣し、ベルギーの中立を犯した。英國亦、中立侵犯を理由として、獨に對して、宣戰を布告し、此に歐洲の大戦亂は開かれることになつた。而して此は彼を誘ひ、彼は之に應ずるといふ有様で、獨、埃、勃、土に對して、歐洲の重なる列國は何れも敵對行爲を採ることゝなり、我が國亦、日英同盟の規約により、大正三年八月、獨逸埃洪に對して戰を宣した。而して大

正六年の二月に至り、獨逸の無謀なる、「英佛伊三國の海岸を距る二十哩以内に  
入りたる船舶は其の國籍の如何を問はず、無警告のまゝ撃沈す」との聲言に對し  
ては其の四月には遂に米國も獨逸に對して戰を宣することゝなつた。此に戰亂  
は今や擴大して、全世界に跨り、東は亞細亞の支那、暹羅より、西は南米のブ  
ラジル、アルゼンチンに至るまで何れも獨逸に對して、國交斷絶となり、或は  
宣戰を布告して、未曾有の狀態となつてゐるのである。

### 三、日獨戰爭の概要

歐洲の大戰爭は、日本亦之に加盟することゝなつた。大正三年八月五日。英  
國より、英獨戰爭の結果として、日英同盟の規約により、相當の援助を與へら  
れんことを申出で來つた。蓋し、東亞の海上には獨艦頻りに出沒し、英國の海  
上貿易は甚しく不安に陥り、且つ獨逸の租借地たる膠州灣にては日夜戰備を修  
むるを以て、我が國又害を被むり、極東平和の維持も甚だ懸念せらるゝことゝ

なつたためである。かくの如くなれば我が國は勢、日英同盟の規約に於て、當  
然履行すべき義務あるを以て、日本政府は八月十五日、

- 一 日本及支那海洋方面より獨逸國艦艇の即時に退去すること、退去するこ  
と能はざるものは直に其の武裝を解除すること。
- 二 獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那に還附する目的を以て一九一四  
年九月十五日を限り無條件にて日本帝國官憲に交付すること。

右の通牒に對し八月二十三日正午迄に回答を受けざるに於ては、帝國政府は  
其の必要と認むる行動を執るべきことを聲明した。而して回答遂に至らず、茲  
に日獨の國交は斷絶することになつた。而して獨逸に對しては我が國は成る  
べく平和を持続することにつとめたが、八月廿七日我が國駐在の獨逸大使は本  
國の訓電によつて、退去することゝなりたるを以て、茲に日獨間の國交も斷絶  
することになつた。

宣戰詔勅(八月二十三日)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇ヲ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂テ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期

セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

攻戰日誌

八月二十三日 國交斷絶、宣戰詔勅下賜。

二十四日 船越獨大使伯林を去る。

二十五日 米國、日獨戰爭に對し局外中立を宣す。

二十七日 帝國と澳洪と互に宣戰を布告す。

附錄 補説すべき最近事情

教案中心歴史教授の實際案

三五四

九月二日 加藤第二司令長官膠州灣封鎖を宣す。  
我陸軍山東省龍口に上陸。

四日 臨時議會開會。

五日 海軍航空隊、膠州灣を偵察し爆弾を投下す。

七日 衆議員軍事費を満場一致を以て可決す。

十月六日 我が第一艦隊マーシャル群島中ヤルト島を占領す。

十月十四日 我が第一艦隊は此日までにマリアナ、マーシャル、カロリン群島中作戦の要地たる諸島を占領す。

十七日 我軍艦高千穂敵の水雷に中り沈没す將卒二百七十一名艦と運命を共にす。

十一月一日 攻圍軍總攻撃を開始す。

十一月六日 我攻圍軍此の夜より總突撃にうつる。

十一月七日 青島陥落(俘虜二千三百名)

十二月二日 第二艦隊司令長官海軍中將加藤定吉横須賀に凱旋。

十二月十八日 青島攻圍軍司令官陸軍中將神尾光臣東京に凱旋。

教案中心 歴史教授の實際案 終

大正七年五月十九日 印  
大正七年五月廿二日 發

行 刷

教案中心歴史教授の實際案 卷下  
正價金壹圓拾錢

不許複製



著者 山田 義直

發行者 辻本 經藏

印刷者 渡邊 八太郎

印刷所 東京市牛込區榎町七番地  
日清印刷株式會社

發行所

東京市神田區猿樂町二丁目二番地  
振替口座東京 壹壹壹番  
電話本局 三八五二番

教育研究會

東京女子高等師範學校教授二階堂登久女史新著

(刊新最)

# 小學校 模擬體操の實際

本書は斯界に於て現時最も要求せられつゝある男女初學年兒童用體操の實際を詳説し、著述せられたるかは概目を見て知られよ。

## 本書の内容の概目

第一章 理論の部	第一節 普通教育の意義	第二節 普通教育の目的	第三節 普通教育の二方面	第四節 普通教育の二方面	第五節 普通教育の二方面	第六節 普通教育の二方面	第七節 普通教育の二方面	第八節 普通教育の二方面	第九節 普通教育の二方面	第十節 普通教育の二方面	第十一節 普通教育の二方面	第十二節 普通教育の二方面	第十三節 普通教育の二方面	第十四節 普通教育の二方面	第十五節 普通教育の二方面	第十六節 普通教育の二方面	第十七節 普通教育の二方面	第十八節 普通教育の二方面	第十九節 普通教育の二方面	第二十節 普通教育の二方面	第二十一節 普通教育の二方面	第二十二節 普通教育の二方面	第二十三節 普通教育の二方面	第二十四節 普通教育の二方面	第二十五節 普通教育の二方面	第二十六節 普通教育の二方面	第二十七節 普通教育の二方面	第二十八節 普通教育の二方面	第二十九節 普通教育の二方面	第三十節 普通教育の二方面	第三十一節 普通教育の二方面	第三十二節 普通教育の二方面	第三十三節 普通教育の二方面	第三十四節 普通教育の二方面	第三十五節 普通教育の二方面	第三十六節 普通教育の二方面	第三十七節 普通教育の二方面	第三十八節 普通教育の二方面	第三十九節 普通教育の二方面	第四十節 普通教育の二方面
----------	-------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	---------------

洋装美本 十数枚 繪畫數十枚 全一冊 送料八十錢

發行所 東京市神田區樂町二丁目番一 教育研究會

## 教案中心各科新教授叢書

東京高等師範學校訓導 阿部潔先生新著 訂正増補

# 教案 修身教授の實際案

上卷 一、二、三年 下卷 四、五、六年用

■國定修身書出で、茲に七年その間、吾人は教材の變化、教育思潮の趨向、教授法の改良等、實際家の討究せざるべからざる幾多の問題に接したり、此所に於てか、本書は此等の問題を集めて實際家の要求を充さんとして生れ、各學年各課全部に亘り、詳密なる教授實際案をあげると同時に、最新教授法の新研究を述べたり。故に題して「教案中心修身教授の實際案」となす。

■本書内容の如何に清新にして着實なるかは著者の教育的手腕と要目とを見て之を知られよ。

洋装上製總本 四六版函入 正價金壹圓 送料八錢

發行所 東京市神田區樂町二丁目番一 教育研究會

四大模範小學校御指定課外讀物  
 ◎面白くつて非常に爲になる少年少女の讀物出づ！  
 文部省 囑托 久留島武彦 兩先生共著  
 東京高等師範學校訓導 小林佐源治  
 大坂 神田 東京堂  
 所賣 日本橋六合館

# 帝國少年讀本

本書の  
 三大特色  
 一、尋常五・六年用 各册參拾錢 送料四錢  
 二、國語讀本に聯絡し最も大なる興味を以て自學的に讀書せしむる爲に作られたるものであります  
 三、其材料は生きたる現代文明にとり、不知不識忠君愛國の志情を練り興國的氣分を養はせんが爲めに作られたるものであります  
 三、家庭及學校の課外讀物たるのみならず、讀本教授に於ける補充材料又は應用教材として提供したるものであります(裏面參照)

東京高等師範學校訓導 小林佐源治 生新著 (大好評)

## 讀み方教授の實際案

第一編 總論  
 第一章 現今國語教授の趨勢  
 第二章 讀み方教授の目的  
 第三章 國語的養成  
 第四章 國語的養成  
 第五章 國語的養成  
 第六章 國語的養成  
 第七章 國語的養成  
 第八章 國語的養成  
 第九章 國語的養成  
 第十章 國語的養成

第二編 讀み方教授の實際案  
 第一章 尋常一學年の教授  
 第二章 尋常二學年の教授  
 第三章 尋常三學年の教授  
 第四章 尋常四學年の教授  
 第五章 尋常五學年の教授  
 第六章 尋常六學年の教授  
 第七章 尋常七學年の教授  
 第八章 尋常八學年の教授  
 第九章 尋常九學年の教授  
 第十章 尋常十學年の教授

第三編 讀み方教授の實際案  
 第一章 尋常一學年の教授  
 第二章 尋常二學年の教授  
 第三章 尋常三學年の教授  
 第四章 尋常四學年の教授  
 第五章 尋常五學年の教授  
 第六章 尋常六學年の教授  
 第七章 尋常七學年の教授  
 第八章 尋常八學年の教授  
 第九章 尋常九學年の教授  
 第十章 尋常十學年の教授

第四編 讀み方教授の實際案  
 第一章 尋常一學年の教授  
 第二章 尋常二學年の教授  
 第三章 尋常三學年の教授  
 第四章 尋常四學年の教授  
 第五章 尋常五學年の教授  
 第六章 尋常六學年の教授  
 第七章 尋常七學年の教授  
 第八章 尋常八學年の教授  
 第九章 尋常九學年の教授  
 第十章 尋常十學年の教授

第五編 讀み方教授の實際案  
 第一章 尋常一學年の教授  
 第二章 尋常二學年の教授  
 第三章 尋常三學年の教授  
 第四章 尋常四學年の教授  
 第五章 尋常五學年の教授  
 第六章 尋常六學年の教授  
 第七章 尋常七學年の教授  
 第八章 尋常八學年の教授  
 第九章 尋常九學年の教授  
 第十章 尋常十學年の教授

第六編 讀み方教授の實際案  
 第一章 尋常一學年の教授  
 第二章 尋常二學年の教授  
 第三章 尋常三學年の教授  
 第四章 尋常四學年の教授  
 第五章 尋常五學年の教授  
 第六章 尋常六學年の教授  
 第七章 尋常七學年の教授  
 第八章 尋常八學年の教授  
 第九章 尋常九學年の教授  
 第十章 尋常十學年の教授

發行所 東京市神田區猿樂町二丁目 振替口座東京一〇一〇番

下の巻の内容

第三節 教授の實際	第一節 尋常三學年の教授	第一節 尋常四學年の教授	第一節 尋常六學年の教授	第一節 尋常五學年の教授	第一節 尋常四學年の教授	第一節 尋常三學年の教授	第一節 尋常二學年の教授	第一節 尋常一學年の教授	第一節 尋常一學年の教授	第一節 尋常一學年の教授
其の四 各課の教授	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導
其の三 各課の教授	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導
其の二 各課の教授	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導
其の一 各課の教授	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導	其の二 自由讀みの指導

教案中心各科新教授叢書

東京高等師範學校訓導 阿部 潔先生新著 (上下完成)  
**教案 修身教授の實際案**

上巻 一、二、三年 下巻 四、五、六年用

洋装製總ク  
 四六版美本  
 正價金壹圓  
 送料八錢

■國定修身書出で、茲に七年その間、吾人は教材の變化、教育思潮の趨向、教授法の改良等、實際家の討究せざるべからざる幾多の問題に接したり、此所に於てか、本書は此等の問題を集めて實際家の要求を充さんとして生れ、各學年各課全部に亘り、精密なる教授實際案をあげると同時に、最新教授法の新研究を述べたり。故に題して「教案中心修身教授の實際案」となす。  
 ■本書内容の如何に清新にして着實なるかは著者の教育的手腕と要目とを見て之を知られよ。

發行所 東京市神田區猿樂町二丁目 教育研究會

教育研究會

東京女子高等師範學校訓導兼助教 藤 五代策生新著

教案新定 教授の實際案

洋裝上製美本  
挿繪木版數十個入  
正價金壹圓  
郵送料金八錢

◎今や我邦の圖畫教育は理論方面に付き討議する時機にあらすして特に教壇上に起ちて彼等可憐なる兒童をば如何に指導すべきかの實地問題研鑽の秋なりとす本書は著者が東京女子高等師範學校附屬小學校にありて既に十年間教壇上に起ちて日々教授せし經驗をば最簡明に記述せられし結晶なり。左に其の内容を掲げん。

目要の書本

- 第一章 圖畫科學習上腦髓中樞部の作用
  - 第一節 視覚中樞部の作用
  - 第二節 書寫中樞部の作用
  - 第三節 腦髓中樞部の衛生法
- 第二章 圖畫科學習上眼の作用
  - 第一節 實物自然物の觀察
    - 甲 構成上の觀察
    - 乙 美的觀察
  - 第二節 畫手本の觀察
  - 第三節 描寫の監視
- 第三章 圖畫科學習上の作用
  - 第一節 鉛筆の持方及描き方
  - 第二節 毛筆の持方及描き方
- 第四章 各種の圖畫教授上の注意
  - 第一節 臨畫教授上の注意
  - 第二節 寫生畫教授上の注意
  - 第三節 記憶畫教授上の注意
  - 第四節 考案畫教授上の注意
  - 第五節 用器畫教授上の注意
  - 第五節 各学年に於ける教授の實際
    - 第一節 尋常科第一學年に於ける教材の説明及教案例
    - 第二節 尋常科第二學年に於ける教材の説明及教案例
    - 第三節 尋常科第三學年に於ける教材の説明及教案例
    - 第四節 尋常科第四學年に於ける教材の説明及教案例
    - 第五節 尋常科第五學年に於ける教材の説明及教案例
    - 第六節 尋常科第六學年に於ける教材の説明及教案例

發行所 東京市本郷區神田町廿番 教育研究會

◎東京高等師範學校訓導 飯田恒作先生新著

教案 綴り方教授の實際案

(最新刊)

洋裝總布上製  
美本全壹冊  
正價金壹圓  
送料八錢

◎本書は實際家の爲めに生れ、斯科至難の解決者たり、先生曰く「自分は努めて獨斷を避け、積りてあるが具體案の名に因りて實際家の研究心を痲痺させざるやうな世に媚びた態度はとらない」と此の健康なる精神を以て多年の實際研究に生れたる良書なり。其の眼目とする處は、一、綴り方教授の癡點は何處にあるか、二、吾々は如何にしてこの難點に處すべきか、三、實際家の求むる新天は如何に及ぶか、一、如何に指導上の注意を述べ、二、主要なる教授案例を加へ、三、之れに兒童の成績を添へて實際家の爲に提供したる最良の教科書たり。

目要の容内

- 第一章 現今綴り方教授の難點
  - 第一節 國語問題と綴り方
  - 第二節 表現の心理及發達の状況と綴り方
  - 第三節 綴り方教授の目的
  - 第四節 國語科に於ける綴り方の任務
  - 第五節 表現の力
  - 第六節 想と形式
  - 第七節 兒童の生活の個性
  - 第八節 實感と個性
  - 第九節 形式上の劣等兒童
  - 第十節 綴り方教授の目的
- 第二章 綴り方と他教科の連絡及その系統
  - 第一節 綴り方と綴り方
  - 第二節 綴り方と綴り方
  - 第三節 綴り方と綴り方
- 第三章 綴り方教授の方法
  - 第一節 綴り方教授の方法
  - 第二節 綴り方教授の方法
  - 第三節 綴り方教授の方法
- 第四章 尋常一學年の教授
  - 第一節 尋常一學年の教授
  - 第二節 尋常一學年の教授
  - 第三節 尋常一學年の教授
- 第五章 尋常二學年の教授
  - 第一節 尋常二學年の教授
  - 第二節 尋常二學年の教授
  - 第三節 尋常二學年の教授
- 第六章 尋常三學年の教授
  - 第一節 尋常三學年の教授
  - 第二節 尋常三學年の教授
  - 第三節 尋常三學年の教授
- 第七章 尋常四學年の教授
  - 第一節 尋常四學年の教授
  - 第二節 尋常四學年の教授
  - 第三節 尋常四學年の教授
- 第八章 尋常五學年の教授
  - 第一節 尋常五學年の教授
  - 第二節 尋常五學年の教授
  - 第三節 尋常五學年の教授
- 第九章 尋常六學年の教授
  - 第一節 尋常六學年の教授
  - 第二節 尋常六學年の教授
  - 第三節 尋常六學年の教授

發行所 東京市本郷區神田町廿番 教育研究會



教案中心各科新教授叢書

目概の容内

- 第一篇 總論
- 第一章 算術教授の目的
  - 第二章 教材の整理
  - 第三章 教材取扱の方針
- 第二篇 教授の實際
- 第一章 尋常一學年

- 第二章 尋常二學年
- 第三章 尋常三學年
- 第四章 尋常四學年
- 第五章 尋常五學年
- 第六章 尋常六學年

◎東京高等師範學校訓導 高橋喜藤治先生新著

(最近刊)

教案中心 算術教授の實際案

洋裝上製總ク  
ロース美本四  
六版函入上製  
正價金壹圓貳  
拾錢送料八錢

■由來算術教授は抽象的に流れ器械的に陥らんとする傾向あり、之が實績の擧らざる所以にして、本書は實に之が解決者たり。

■本書の特色とする處は實驗に基きたる教材の整理と軌近の新思潮を汲める教授法の改良とにして、教材の取扱は直觀實測に立脚し、努めて具體的ならん事を期せり。更に實際家の討究せざるべからざる幾多の問題に論及し、加之各學年を通じて詳細な教授案を提出して參考資料とせり。

東京女子高等師範學校訓導兼助教藤五代策先生編

新定畫帖應用畫集

四六判美本  
尋常科一、二、三學年用  
一冊 二、五、六學年用  
尋常科四、五、六學年用  
一冊 二十五錢  
送料四錢

新定畫帖の教材數は總て二百九十課にして大凡通常の物體を網羅せりと雖それ以外に兒童の趣味に適せるもの幾百千種なるを知らず本書は實に其の要求に應せんがために著者が多年苦心して各學年各課の應用畫一千五百有餘を集めたるものなりされば兒童は之によりて練習し父兄は之によりて指導し教師は之によりて修養せば蓋し圖畫科の成績たるや駁々として進歩すべきを疑はず上圖は第五學年果物應用畫の一例たり。

□賞與品には本書を求められよ!!!

發行所 東京市本郷區神田町壹番地 教育研究會

發行所 東京市本郷區神田町壹番地 教育研究會

書叢授教新科各 心中案教

◎東京高等師範學校訓導 水木 梢先生新著 (最新刊)

中教案 理科教授の實際案

洋装 上製  
總價 六圓六拾錢  
送料 拾貳錢

◎著者多年の實際教授の經驗と學理の研究とによりて理科教授の本領を闡明にし、徹底せる教材研究の下に、精鍊せる教授の實際案を紹介せるは本書の特色なりとす。

第一篇 理科教育の理論	第一章 理科教育の徹底と解決	第一節 戦後の教育問題の要點	第二節 基礎的知識の要求	第三節 基本的方法の活用	第四節 理科教育の目的	第五節 理科教育の活動の工夫	第六節 理科教育の改善案	第七節 理科教育の現代	第八節 理科教育の思想	第九節 理科教育の意義	第十節 理科教育の展望
第二篇 理科教育の實際案	第二章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫
第三章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第四章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第五章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第六章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第七章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第八章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第九章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	
第十章 理科教育の實際案	第一節 理科教育の實際案の意義	第二節 理科教育の實際案の目的	第三節 理科教育の實際案の方法	第四節 理科教育の實際案の工夫	第五節 理科教育の實際案の改善	第六節 理科教育の實際案の展望	第七節 理科教育の實際案の意義	第八節 理科教育の實際案の目的	第九節 理科教育の實際案の方法	第十節 理科教育の實際案の工夫	

發行所 東京市神田區猿樂町二丁目 教育研究會

2636  
36

終

